伊方町･瀬戸町･三崎町合併協議会

第９回会議資料

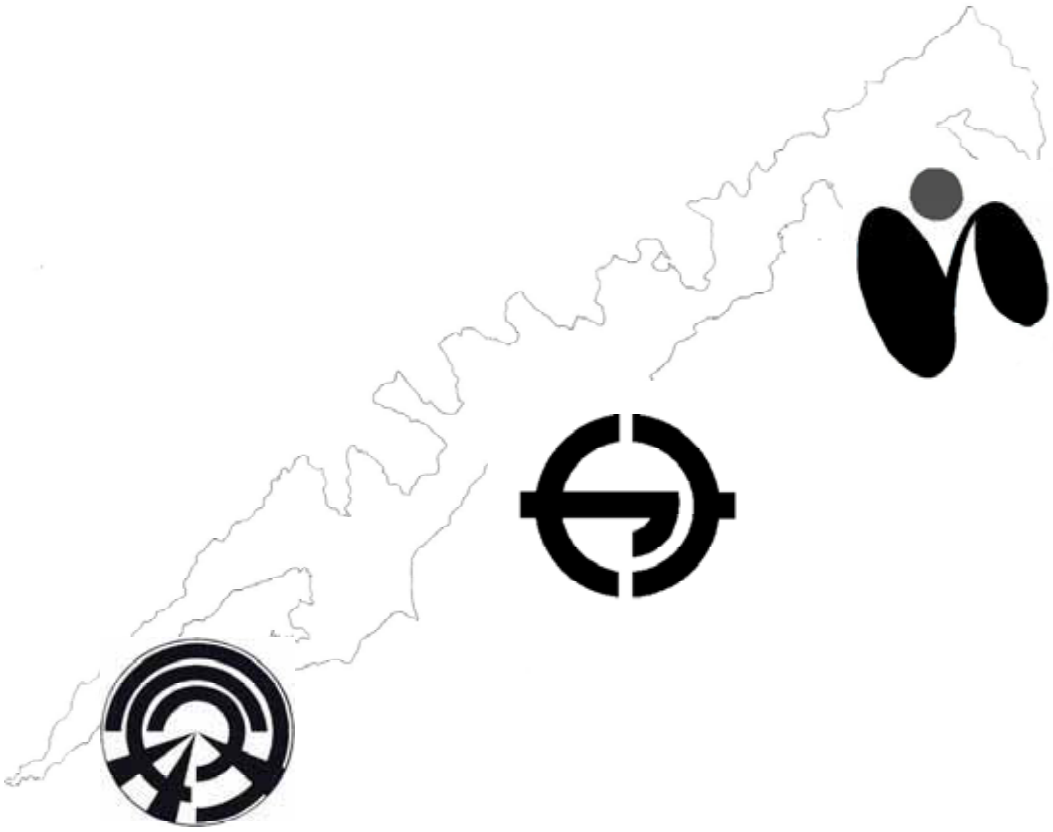

日　時：平成１５年９月２９日（月）午後２時から
場　所：瀬戸町民センター　　２階　　会議室

会　議　次　第

１．開　会

２．会長（瀬戸町長）あいさつ

３．会議録署名人の指名について
（　　）（　　）（　　）

４．議　事
報　告
①報告第１８号　伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について
②報告第１９号　伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について
③報告第２０号　各小委員会報告について

協　議
＜新規協議＞
①協議第２３号　各種事務事業（学校の通学区域）の取扱いについて
②協議第２４号　各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

その他
①電算システム統合事業等について
②新町将来構想の策定状況について
③合併支援要望に関する陳情について
④第１０回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

５．その他

６．副会長（伊方町長）あいさつ

７．閉　会

配 布 資 料 一 覧 表

ページ

（報　告）

１．報告第１８号　各小委員会報告について　１

（協　議）

＜新規協議＞

２．協議第２３号　各種事務事業（学校の通学区域）の取扱いについて　７

３．協議第２４号　各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて　９

（その他）

４．電算システム統合事業等について　１３

５．新町将来構想の策定状況について　１６

６．合併支援要望に関する陳情について　１７

７．第１０回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について　２６

報　　告

報　告　第　１８　号

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会委員の変更について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の委員について、次のとおり変更があったので報告する。

記

１．規約第７条第１項第２号の委員

区　　分	変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
瀬戸町議会議長	久　世　隆　博	坂　本　竹　市	平成 15 年９月 26 日選任による

平成１５年９月２９日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　井　上　善　一

報　告　第　１９　号

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員の変更について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会委員について、次のとおり変更があったので報告する。

記

１．伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会総務小委員会設置要綱第２条第１項第１号の委員

区　　分	変　更　前	変　更　後	変　更　理　由
瀬戸町議会議長	久　世　隆　博	坂　本　竹　市	平成 15 年 9 月 26 日選任

平成１５年９月２９日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　井　上　善　一

報　告 第　２０ 号

各小委員会報告について

各小委員会について別紙のとおり報告する。

平成１５年9月２９日提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　　井　上　善　一

資　　料

	ページ
１．住民小委員会	2
２．企画小委員会	5

平成１５年9月２２日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　井　上　善　一　様

住民小委員会
委員長　宮　下　　寛

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第７条の規定に基づき、住民小委員会における審議の経過について報告いたします。

開 催 日 時	平成 15 年 9 月 22 日（月）　午前 10 時 07 分～ 12 時 00 分
開 催 場 所	伊方町役場　４階　全員協議会室
出　席　者	委　員　　１２名 事務局　　５名 （増田局長、坂本班長、山本班長、加藤班長、竹内班長補佐）

【　協議項目の審議の経過　】

《継続協議》
①新町の名称の取扱いについて（項目 No.3）

○小委員会における「新町名称候補の選定方法」の決定について
　新町名称候補の公募が締め切られたあとの名称候補の選定作業について審議を行い、次の手順により住民小委員会での選定作業を行うことに決定いたしました。
(1)第１次選考作業として、事務局で取りまとた応募作品の一覧表の中から、委員全員が『１０作品以内』を選考して持ち寄りとりまとめをする。
(2)第２次選考作業は、第１次選考結果の中から、委員全員が『５作品づつを投票』し、『得票順に上位から２１作品』を選定する。
　なお､投票結果が２１作品に達しないときは協議のうえ２１作品を選定する。
(3)第３次選考作業は、第２次選考結果の中から、全委員が『７作品づつを投票』し、『得票順に上位から７作品』を選定する。
　なお、投票結果が得票数が同数の場合は決戦投票を行い、７作品になるまで投票により選定するものとする。

○選定した候補名の合併協議会への報告について
　小委員会で選定した候補名『７作品』については、１１月下旬の合併協議会で候補名とその意味・理由を付して報告を行う予定としています。

○合併協議会における新町名称の決定作業について

合併協議会における新町名称の決定作業の具体的手順については、合併協議会において協議のうえ決定されることになりますが、小委員会の意見として次の手順をとりまとめいたしました。

(1)小委員会が報告した７作品の中から､合併協議会で協議による決定を求める。

(2)協議により決定することが出来なければ、委員全員が『１作品を投票』により、最多得票の名称を決定する。ただし、過半数の得票がない場合は、上位２候補により決選投票を行う。

なお、投票により決定する場合の具体的手法については、今後の小委員会で意見をとりまとめて具体化し、必要となった場合には、合併協議会へ提案することになります。

○応募作品の応募数等の公表について

『新町の名称候補の選定や新町の名称の決定に当たっては、応募された名称の応募数は判断材料としないものとする。』と決定されていることから、作品ごとの応募数については、マスコミ、合併協議会、小委員会などへの公表は行わないことに決定しました。

以上の決定事項をふまえ、１０月中旬に小委員会を開催して具体的選定作業を行う予定としております。

※名称候補の選定作業の手順については、別紙を参照

平成１５年８月２２日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　井　上　善　一　様

企画小委員会
委員長　石　崎　照　夫

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第７条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開 催 日 時	平成 15 年 8 月 22 日（金）　午後 2 時 00 分～ 3 時 50 分
開 催 場 所	伊方町役場　４階　全員協議会室
出　席　者	委　員　１０名（欠席　２） 幹　事　　３名（浜口課長・近田課長・阿部課長） 事務局　　４名（増田局長・加藤班長・三好班長・竹内班長補佐） コンサル　１名（木村研究員）

【　協議項目の審議の経過　】
《継続協議》

①新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について（項目Ｎｏ.10）

１）新町将来構想（案）について
　新町将来構想の構成、合併の意義・効果、新町の将来像等について事務局及びコンサル業者ぎょうせいから説明を受けました。基本理念は町民一人ひとりがきらりと光るまちづくりとし、将来像では、輝く個性を生かした世界から注目されるまちづくりという方向性を目指すという内容でした。また、まちづくりの目標の項目中、土地利用方針については機能区分により方向性を検討するということで確認しました。
　今後、細部については幹事会等で案を作成することとし、継続して審議することとなりました。

平成１５年9月１９日

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会長　井　上　善　一　様

企画小委員会
委員長　石　崎　照　夫

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会小委員会規程第７条の規定に基づき、企画小委員会における審議の経過について報告いたします。

開 催 日 時	平成 15 年 9 月 19 日（金）　午後 2 時 00 分～ 3 時 45 分
開 催 場 所	伊方町役場　全員協議会室
出　席　者	委　員　１２名（　欠席　０　　） 幹　事　　３名（　浜口課長・近田課長・阿部課長　） 事務局　　３名（　増田事務局長・三好班長・竹内班長補佐　）

【　協議項目の審議の経過　】
《継続協議》

①新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成について（項目Ｎｏ.10）

１）新町将来構想原案について
　新町の将来像、町づくりの目標、町づくりの主要施策について事務局及び企画担当課長から説明を受けました。将来像は、『よろこびの風薫るまち　～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～』をめざすというもの。また、土地利用方針、６つの町づくりの目標、５つの重点プロジェクト及び主要施策について審議され、新町将来構想原案（重点プロジェクトを除く）について確認致しました。

２）作業スケジュールについて
　事務局より説明があり、９月２日に県の説明会が開催され、県の考え方について報告がなされました。県下の合併動向として「１６年１０月」と「１７年１月」の２組に大別され、各協議会から建設計画原案の意見照会の提出が集中するため、「１６年１０月」合併の場合は８月末まで、「１７年１月」の合併の場合は１１月中に意見照会を提出願いたいとの事でした。
　現在協議会では、１６年１月に意見照会を提出する予定でしたが、日程の見直しを行い、９・１０月の短期間で集中的に審議し、新町建設計画原案の作成を行う必要があることを確認致しました。
　今後、細部については幹事会等で案を作成することとし、継続して審議することとなりました。

協　　議

協議 第　23　号

各種事務事業（学校の通学区域）の取扱いについて

各種事務事業（学校の通学区域）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 9 月 29 日　　提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長　井上善一

各種事務事業（学校の通学区域）の取扱い
学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。 ただし、合併までに小中学校の統廃合が行われ、通学区域の変更があった場合は、その結果によるものとする。

平成　年　月　日　　確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会　項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて　（項目 NO.22－　③　）	**関 係 項 目**	学校の通学区域
事務事業・制度名	小中学校の通学区域	**担当専門部会名等**	文教部会
調整の内容	学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。 ただし、合併までに小中学校の統廃合が行われ、通学区域の変更があった場合は、その結果によるものとする。		

事務事業名の名称等	**現　況　や　課　題　等　　（学級数及び児童数は平成１５年４月１日現在）**	**具体的な調整方法**
小中学校の通学区域等		学校の通学区域は、当面現行のとおりとする。 ただし、合併までに小中学校の統廃合が行われ、通学区域の変更があった場合は、その結果によるものとする。

伊方町

学校名	学級数	児童数	敷地面積（㎡）	通学区域（行政区）
伊方小学校	6	167	10,080	仁田之浜、湊浦一、湊浦二、河内、小中浦、中浦、川永田一、川永田二 伊方越、亀浦
水ヶ浦小学校	6	67	5,845	大浜、中之浜
豊之浦小学校	5	33	8,244	豊之浦
九町小学校	6	45	11,338	奥、向、畑、須賀、久保、西
二見小学校	5	30	6,556	二見、加周、田之浦、古屋敷、大成、鳥津
伊方中学校	8	225	17,413	町内全域

瀬戸町

学校名	学級数	児童数	敷地面積（㎡）	通学区域（行政区）
三机小学校	5	39	10,307	三机・上倉・高浦・佐市・足成・大江・志津・小島
塩成小学校	5	31	5,638	塩成
大久小学校	6	57	5,893	大久・川之浜・田部・神崎・高茂
瀬戸中学校	3	81	13,703	町内全域

三崎町

学校名	学級数	児童数	敷地面積（㎡）	通学区域（行政区）
三崎小学校	8	97	5,717	井野浦、大佐田、佐田、高浦、三崎、与侈
串小学校	4	22	5,467	串
正野小学校	4	13	2,143	正野
二名津小学校	5	33	6,189	釜木、平礒、名取、松、明神、二名津
三崎中学校	3	42	18,065	井野浦、大佐田、佐田、高浦、三崎、与侈
串中学校	3	19	2,798	串、正野
二名津中学校	3	26	8,400	釜木、平礒、名取、松、明神、二名津

協議 第　24　号

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 15 年 9 月 29 日　　提出

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

会長　井上善一

各種事務事業（学校教育事業）の取扱い
学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。 （1）現行のとおり新町に引き継ぐもの。 （2）合併時までに調整するもの。 （3）新町において調整するもの。

平成　年　月　日　　確認

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会　項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて　（項目 NO.22－　④　）	関 係 項 目	学校教育事業
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業	担当専門部会名等	文教部会
調整の内容	学校教育関係事務及び事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図ることを基本に、次の区分により調整する。 （1）現行のとおり新町に引き継ぐもの。 （2）合併時までに調整するもの。 （3）新町において調整するもの。		

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊　方　町	瀬　戸　町	三　崎　町	
施設整備計画の策定	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・伊方小学校　16年度 ・豊之浦小学校　16年度 ・二見小学校　16年度 ・伊方中学校　16年度	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・三机小学校　16年度	小中学校校舎耐震診断の実施予定 ・三崎小学校　16年度 ・二名津小学校　17年度 ・二名津中学校　17年度 ・串中学校　17年度	・小中学校は、現行のとおり新町に引き継ぐ。 ・施設整備計画は、耐震診断の結果を受けて、新町において策定するものとする。
通学バス運行業務	・事業概要 運行路線　5路線（町営バス有寿来号を含む） 伊方サービスに運行業務を委託 一部路線については、総務課で対応 (有寿来	・事業概要 運行路線　6路線 運転手　6名雇用（臨時雇用） 賃金については、教委支出	・事業概要 運行路線　4路線 町内タクシー業者に運行業務を委託 委託料については、教委一括	・現行のとおり新町に引き継ぎ、新町において調整する。
通学関係費の補助	遠距離通学費の補助 ・伊方中学校に通学する豊之浦地区の生徒に対して通学補助を行っている。 ・補助の内容としては、バス定期代金の全額を補助（定期券を支給）	通学靴購入費の補助 ・瀬戸中学校に徒歩で通学する三机地区及び塩成地区の生徒に対し、通学靴の購入費の補助を行っている。 ・補助の内容は、1人あたり6千円	※未実施	・現行のとおり新町に引き継ぐ。
要保護、準要保護児童生徒の就学援助	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	事業の目的 ・児童、生徒の家庭が経済的理由により就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学を支援する。 ・国の補助事業に準じて実施している。	・合併までに、伊方町の制度をもとに調整する。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会　項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて　（項目 NO.22－　④　）	関 係 項 目	学校教育事業
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業	担当専門部会名等	文教部会

事務事業名の名称等	現況や課題等			具体的な調整方法
	伊　方　町	瀬　戸　町	三　崎　町	
修学旅行助成事業	○小学校 ・保護者負担　31,600円 ・町助成額　7,000円 ○中学校 ・保護者負担　62,100円程度 ・町助成額　12,000円	○小学校 ・保護者負担　28,600円 ・町助成額　9,000円 ○中学校 ・保護者負担　47,000円程度 ・町助成額　15,000円	○小学校 ・保護者負担　26,310円 ・町助成額　10,000円 ○中学校 ・保護者負担　53,570円程度 ・町助成額　15,000円	・新町において調整する。
臨時教諭等措置事業	事業の目的 ・教員定数内で補いきれない教科指導を確保するため、県・町費の非常勤講師を委嘱し、教科指導の充実を図る。 概要 ・町内1小学校で教科指導にあたる講師 英語講師　1人　（県設置） ・町内中学校で教科指導にあたる講師。 英語講師　2人 数学講師　2人	※未実施	※未実施	・伊方町の現行制度を新町に引き継ぎ、不均衡が生じないよう、新町において調整する。
ALT派遣事業	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数　1名	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数　1名	事業の目的 ・これまでの注入型授業から課題解決型への授業改善を図り、もって異文化にふれ国際理解を深めるため、英語圏からの語学指導者を雇用し、小中学校等へ派遣する。 雇用者数　1名	・現行どおり新町に引き継ぐ。

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会　項目別調整内容

幹事会承認	平成 15 年 9 月 22 日	合併協議会提案	平成 15 年 9 月 29 日

協議項目（番号）	各種事務事業の取扱いについて　（項目 NO.22－ ④ ）	関 係 項 目	学校教育事業
事務事業・制度名	学校教育関係事務及び事業	担当専門部会名等	文教部会

<table>
<tr><th rowspan="2">事務事業名の名称等</th><th colspan="3">現　況　や　課　題　等</th><th rowspan="2">具体的な調整方法</th></tr>
<tr><th>伊　方　町</th><th>瀬　戸　町</th><th>三　崎　町</th></tr>
<tr>
<td>教員住宅</td>
<td>・教員住宅の状況
<table>
<tr><th>名称</th><th>戸数</th><th>使用料／月</th></tr>
<tr><td>二見教職員住宅</td><td>4戸</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>豊之浦教員住宅</td><td>1戸</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>九町教職員住宅</td><td>4ＤＫ1戸</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>3ＤＫ2戸</td><td>13,000円</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>2ＤＫ1戸</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>伊方中教員住宅</td><td>4戸</td><td>11,000円</td></tr>
</table></td>
<td>・教員住宅の状況
<table>
<tr><th>名称</th><th>戸数</th><th>使用料／月</th></tr>
<tr><td>三机教職員住宅</td><td>6戸</td><td rowspan="4">世帯用
13,500円
単身用
7,000円</td></tr>
<tr><td>塩成教職員住宅</td><td>6戸</td></tr>
<tr><td>川之浜教員住宅</td><td>6戸</td></tr>
<tr><td>大久教員住宅</td><td>6戸</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table></td>
<td>・教員住宅の状況
<table>
<tr><th>名称</th><th>戸数</th><th>使用料／月</th></tr>
<tr><td>二名津教員住宅</td><td>世帯用8戸</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>単身用4戸</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>三崎（A棟）</td><td>世帯用4戸</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>〃　（B棟）</td><td>単身用4戸</td><td>9,000円</td></tr>
<tr><td>〃　（C棟）</td><td>単身用6戸</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>串</td><td>世帯用6戸</td><td>13,000円</td></tr>
<tr><td>正野・与侈等</td><td>1戸×4所</td><td>各 2,500円</td></tr>
</table></td>
<td>・現行のまま新町に引き継ぐ。
住宅使用料については、現行どおりとする。</td>
</tr>
<tr>
<td>いじめ問題等対策協議会</td>
<td>事業の目的
・すべての子どもたちが、心身共に健全に育つため、学校家庭及び地域社会の関係者が一体となって連携を密にし、いじめ根絶のための活動を推進する。
事業内容
・いじめ問題に関わる情報交換
・いじめ根絶のための対策と実践
・委員は関係機関から29名で構成
・会議は年2回開催を原則とする。</td>
<td>※未組織
※活動は瀬戸町補導会の活動の中で展開</td>
<td>※未組織
※活動は三崎町補導会の活動の中で展開</td>
<td>・合併時に伊方町の制度に統合する。</td>
</tr>
<tr>
<td>小児生活習慣病予防対策事業</td>
<td>小児生活習慣病予防対策委員会の設置
・児童生徒の生活習慣病の予防と健康の増進を図るため対策委員会を設置
・学識経験者、行政関係者等委員20人以内で構成
・活動内容
小児生活習慣病予防検査や啓発活動等</td>
<td>※未実施</td>
<td>※未実施</td>
<td>・伊方町の制度を、現行どおり新町に引き継ぐ。</td>
</tr>
</table>

そ　の　他

①電算システム統合事業等について

電算システム統合事業
公共ネットワーク整備事業

説　明　資　料

平成１５年９月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

１　電算システム統合事業について

①　統合方針

・現在の伊方町のシステム（業者：愛媛電算）に統合する。

②　統合方法

・伊方町のシステムをベースに市町村合併に伴う機能を有する新たなシステムにリプレース（置き換え）する。

なお、合併後必要とされる機能（電子決済、職員管理及び認証機能など）についても、導入にあわせて検討する。

③　各庁舎間におけるネットワークの構築について

・各庁舎間に光ファイバーケーブルを敷設し、住民情報や戸籍事務に対応する信頼性の高いネットワークを構築して対応する。

④　電算統合作業の実施について

・（株）愛媛電算から見積書を徴し、伊方町が実施主体となり随意契約にて業務契約を締結する。

・業務に係る経費については３町で負担するものとする。

・事業は１５年度及び１６年度の２カ年事業を予定。

⑤　経費の額について

・（株）愛媛電算から提出されたシステム統合に係る概算見積額

経費の種類（内容）	金　額　（千円）
電算機器及び基本ソフト購入、調整経費等	９５，３００
業務ソフト購入、修正、データ統合経費等	４４、７００

・その他準備経費

経費の種類（内容）	金　額　（千円）
瀬戸町及び三崎町の戸籍電算化業務（各町発注済）	５７，７５０
瀬戸町及び三崎町のデータ処理費用	未　定

※経費の額については、今後検討して１２月補正予算にて対応する予定。

※財源は、県の無利子貸付金制度及び特別交付税にて措置される見込み。

２　公共ネットワーク整備事業について

①　ネットワークの整備方針

・合併推進事業として、光ケーブルの敷設による、新町における住民情報システムや行政内部システム運用のためのイントラネット環境を整備する。

②　整備方法

・住民情報や戸籍事務等に関する機密性の高いイントラネット環境として、３町各庁舎及び出張所（現在の支所）間を光ファイバーにより結ぶイントラネットを構築するとともに、CATV 網と接続することにより、新町全体の公共機関を結ぶ公共ネットワーク網を構築する。

③　事業概要

・光ケーブル敷設工事費	１８２，７００千円（概算見積額）
・ネットワーク機器整備費	６７，３００千円（概算見積額）
計	２５０，０００千円

・設計監理業務委託費	約１０，５００千円 （伊方町にて試算）

④　経費の負担割合

・（案）３町で均等に負担する。

⑤　今後のスケジュール

１　各町９月議会において、設計監理業務の予算を計上する。
２　伊方町において、設計管理業務の発注準備を行う。
３　入札・業者決定後、設計作業に着手する。
４　１２月議会に工事関係予算を計上し、工事発注準備を行う。
５　３月末の完成を目標に、工事を発注する。

②新町将来構想の策定について

伊方町・瀬戸町・三崎町
新町将来構想 原案

よろこびの風薫るまち　いかた・せと・みさき

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～

平成 15 年 9 月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

目　　次

第１章　構想策定の基本的な考え方 1

第１節　構想策定の目的 1
第２節　計画の範囲 2
第３節　計画の期間 2
第４節　計画の策定方法 2
第５節　時代背景 3

第２章　３町の概要 5

第１節　自然条件・地理的条件 5
第２節　沿革 6
第３節　人口・世帯 7
第４節　産業・就業構造 10
第５節　公共的施設 13
第６節　交通環境 14
第７節　郷土文化 15
第８節　広域行政 18

第３章　関連計画の概要 19

第４章　３町のまちづくりの概要 23

第５章　人口の見通し 48

第６章　町民意識 51

第７章　合併の意義 63

第１節　合併の一般的効果 63
第２節　本地域における合併の意義・効果 65
第３節　合併で懸念される事項への対応 68

第８章　新町の将来像 70

第９章　まちづくりの目標 73

第１節　土地利用方針 73
第２節　まちづくりの目標 77
第３節　まちづくり重点プロジェクト 81

第1章　構想策定の基本的な考え方

第1節　構想策定の目的

わが国は、戦後から続いた成長時代が終焉し、成熟時代を迎えるとともに、バブル崩壊と人口の少子化・高齢化に直面し、地域づくりの面で大きな転換点を迎えています。

物から心への生活価値観の転換、生活の質の追求、女性の社会進出、自然志向、知識・文化志向、個人志向から新たな社会志向への動きなど、多様な豊かな生活・文化の動きが見られる一方、地球温暖化などの環境問題の深刻化、国際化の急速な進行と国内産業（農林漁業、製造業等）の空洞化、デフレ不況への移行と国の財政悪化、人口の大都市集中と地方圏の過疎化、就業人口・若年人口の減少と高齢化の進行、出生率の低下とやがて迎える総人口の減少など、私たちを取り巻く環境はあらゆる面で大きく変化・変容しています。

地方行政もまた時代潮流の中で、行財政改革の推進や公共投資の削減などの大きな転換期を迎えています。21世紀の国づくりを展望する国では、①国土の均衡ある発展、②増大する広域的な行政需要への対処、③地方分権の推進、という観点から市町村の合併を推進しています。

これまで3町は、「笑顔があふれるまちづくり」（伊方町）、「あしたに勇気と希望の風がふくまちづくり」（瀬戸町）「ふれあい　みさきの創造－三崎で暮らす人・岬を訪れる人が心かよわす豊かなまち・三崎町－」（三崎町）を目指して、それぞれ独自のまちづくりを進めてきました。一方、地域の活性化、産業の振興、定住化促進、行財政の効率化など、住民の安心した暮らしを支えるまちづくりが共通課題となっています。

こうした中、長期的な展望に立った地域発展のため、お互いの特性を生かした“キラリと光る”まちづくりに向けて、3町の合併を推進することになりました。本計画は、3町合併による新町の将来像とともに、新しいまちづくりのビジョンとして策定するものです。

第2節　計画の範囲

構想の範囲は、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会を構成する、愛媛県西宇和郡伊方町、同県同郡瀬戸町、同県同郡三崎町の3町とします。

第3節　計画の期間

建設計画の期間は、合併から10年間とします。

建設計画	**平成 16(2004)年 10 月～平成 27(2015)年 3 月**

第4節　計画の策定方法

本計画は、3町の総合計画をはじめ、国・県などの上位計画等を踏まえながら、伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会で検討を行い、策定するものです。

第5節　時代背景

1　成熟社会への転換

少子化が進み、わが国の生産年齢人口（15～64歳）は平成７(1995)年をピークに減少し、総人口は平成16～19(2004～2007)年頃をピークに減少に向かうと予想されています。また、18歳の若者は平成２(1990)年の200万人時代から、平成22(2010)年には120万人に減少すると推測され、少子高齢化が急速に進行しています。

成長時代から成熟時代への転換に伴い、量から質への消費の転換、時間消費・環境消費へのより一層の関心の高まり、家庭や地域社会での生活の重視、多様で質の高い中高年文化の熟成、安心して高齢期を過ごせる年金・医療・介護体制の充実などが求められており、このような住民ニーズの変化に対応した、より質の高い行政サービスの提供やまちづくりの推進が求められます。

2　地域産業の再構築

農林水産物等の輸入増加と製造業の海外進出、金融ビッグバンの到来など、国際競争の激化と国内産業の空洞化、バブル経済清算の遅れと不況の長期化、情報化の急速な進展、経済構造改革の推進などに対応し、成熟社会の人々の高度化・多様化した消費に応える生活密着型の地域産業や観光産業の育成、観光と連携した地域産業の振興と国際競争力の強化、生活・地域産業密着型の公共投資への転換などが求められます。

また、従来型の産業政策からさらに進んだ取組みを行うために、優秀な人材を集中した推進体制の整備や戦略的な事業への重点投資などが求められます。

成熟期への移行が求められる日本経済

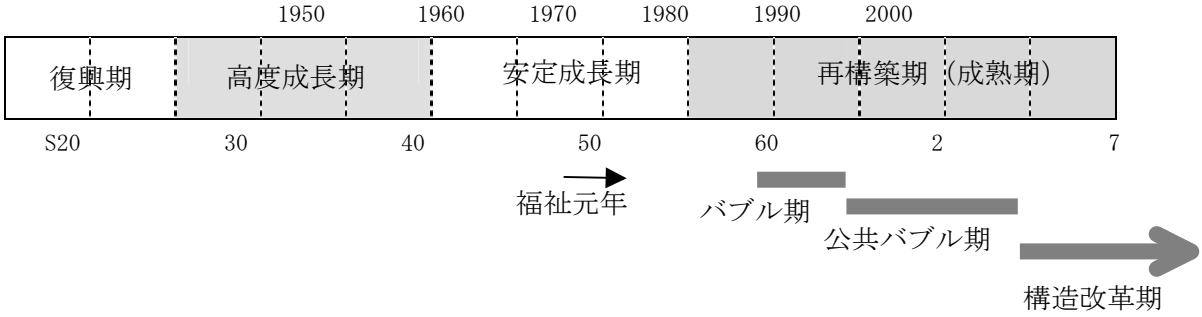

３　地球規模の環境共生

国際的な人・物・情報・文化の交流・移動はますます進み、国際的な産業再編が進むとともに、地球温暖化、オゾン層破壊、熱帯雨林の減少、砂漠化など、地球規模での環境悪化に対する国際的な連携が求められます。

私たちが先人たちから受け継いだ豊かで美しい自然環境の保全に向けて、数多くの生物が生存し、環境共生型社会の実現が求められます。

４　効率的・効果的な行財政運営

住民に身近な行政の権限をできる限り地方自治体に移し、地域の創意工夫による行政運営を推進できるようにする地方分権の推進と、産業構造の転換と長期化する不況に対応した行政構造改革が求められています。

地域経済再構築の取組みをさらに強力に推進するとともに、効果的・効率的な行財政運営に向けて、行政評価に基づく施策・事務事業の見直し、とりわけ開発投資中心から維持・更新投資重視への公共投資政策の転換、職員の意欲・専門知識・技術の向上、横断的な連携強化が求められるとともに、周辺市町村との連携強化に取り組んでいくことが求められます。

第2章　3町の概要

第1節　自然条件・地理的条件

愛媛県の最西端、豊予海峡に突き出した“日本一細長い”佐田岬半島を構成する3町は、共通した自然条件・地理的条件を有しています。

3町の中央には半島特有の200～300m級の低い山地が東西に連なっており、山並みの北側は急傾斜地が多く、リアス式海岸独特の変化に富んだ景観を持つ伊予灘に面しています。一方、南側は美しい砂浜を形成し、岬と入り江の交錯した風光明媚な景観を持った宇和海に面しています。

気候は、年間気温は16～17℃、降水量は1,400mm内外で、著しい寒暖の差がない温暖な海洋性気候に恵まれています。宇和海側は冬季も暖かいものの夏季には台風の影響を受けやすく、伊予灘側は冬季に季節風の影響で海は荒れ模様となることが多いものの、夏季には南東の風が吹き、穏やかで気温も低く、しのぎやすくなっています。

総面積は伊方町28.62ｋ㎡、瀬戸町32.08ｋ㎡、三崎町33.62ｋ㎡と、3町ともほぼ同程度といえ、3町合わせて94.32ｋ㎡となります。

第2節　沿革

～伊方町～

伊方町は、縄文時代の遺跡に乏しく、弥生中期以降に開けたと推定されます。 奈良時代は宇和郡に属していましたが、貞観8年（866）11月宇和郡を宇和、喜多両郡に分割した際、喜多郡の所管となり、平安末期に再び宇和郡に所管替えになっています。藩制時代は宇和島藩に属しました。

明治22年の市町村制施行により、伊方浦が伊方村、九町浦と二見浦が町見村となりました。その後、昭和30年3月、伊方村と町見村の２村が合併して伊方町となり、今日に至っています。

～瀬戸町～

瀬戸町は、隣接する三崎町において縄文時代の遺跡が発掘されたことから、地形的に同一条件である瀬戸町においても今からおよそ2,000年前から人々が暮らしていたと推定されます。

1,185年の源平合戦に敗れた平家の落人がこの地域に隠れ住み、この頃から佐田岬半島は開発され始めたと思われます。戦国時代には、宇部郡の西園寺氏、土佐の長曽我部氏、小早川氏、戸田氏、藤堂氏、富田氏と領地が目まぐるしく変わっていました。藩政時代には宇和島藩伊達氏の領地に属しており、三机地区は参勤交代の寄港地として栄えました。

明治22年の市町村制施行により、三机村と四ッ浜村が発足、その後の昭和31年6月にこの両村が合併して瀬戸町が誕生し、今日に至っています。

～三崎町～

三崎町は古来、伊予灘を制する海の要衝として、また、九州の交流拠点として、人々の定住と往来が行われていたと伝えられています。九州姫島産の黒曜石のやじりや弥生中期の土器等の出土品からもそのことが伺えます。

藩政時代は三崎浦と呼ばれ、宇和島伊達藩の統率下にあり、領内は10組に分けられ、三崎浦は保内組に属し、庄屋が置かれ、明治初期まで続きました。

以後、戸長役場、大小区制、郡区市町村編成法を経て、三崎村、神松名村が発足、昭和30年3月に両村が合併して三崎町が誕生し、今日に至っています。

第3節　人口・世帯

ここ20年間の総人口は、伊方町は8,000人台から6,000人台へ、瀬戸町は4,000人台から2,000人台へ、三崎町は6,000人台から4,000人台へと減少しています。3町の合計では、昭和55年の18,753人から平成12年13,535人に推移しています。

長寿化と少子化の進行に伴う高齢化が進んでいる国よりもさらに速く、3町ともに少子化・高齢化が進展しています。特に、瀬戸町と三崎町の高齢化は急速に進んでいます。

世帯数の推移をみると、やや減少する傾向にあります。一世帯あたり人数はいずれも低下しつつあり、平成12年では伊方町2.66人、瀬戸町2.25人、三崎町2.31人となっています。

【人口推移】（国勢調査）

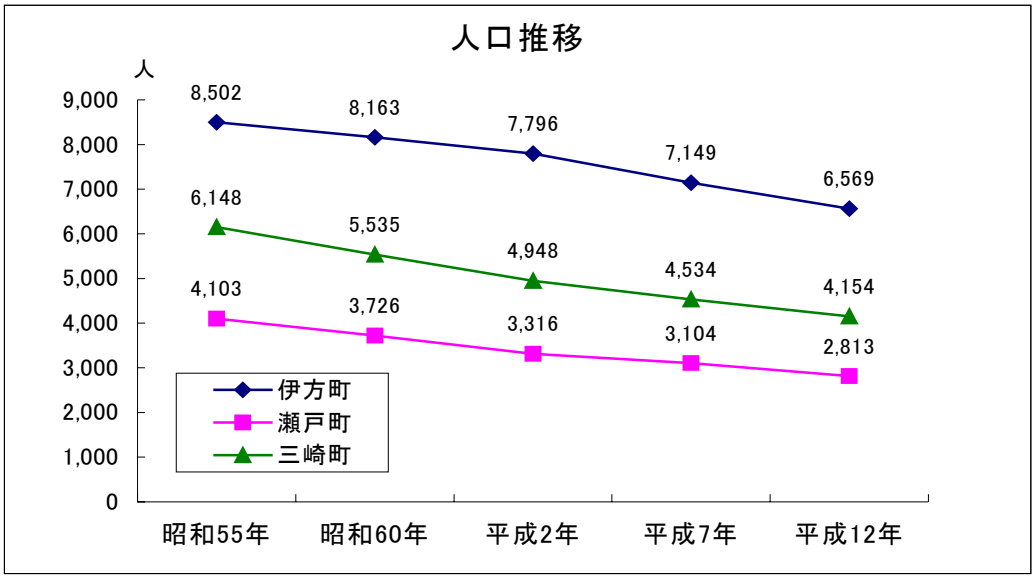

人口構成推移（伊方町）

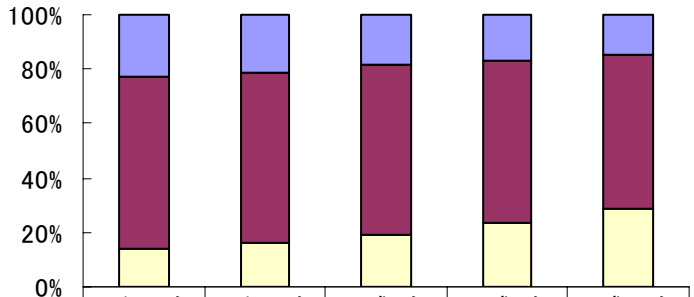

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口	23.1%	21.1%	18.7%	16.9%	14.8%
生産年齢人口	62.8%	62.6%	61.9%	59.7%	56.3%
老年人口	14.1%	16.4%	19.5%	23.4%	28.9%

人口構成推移（瀬戸町）

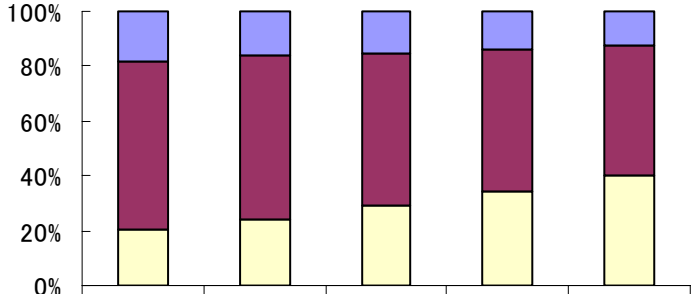

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口	18.6%	15.9%	15.0%	13.8%	12.5%
生産年齢人口	60.6%	59.6%	55.7%	52.3%	47.7%
老年人口	20.8%	24.4%	29.2%	34.0%	39.8%

人口構成推移（三崎町）

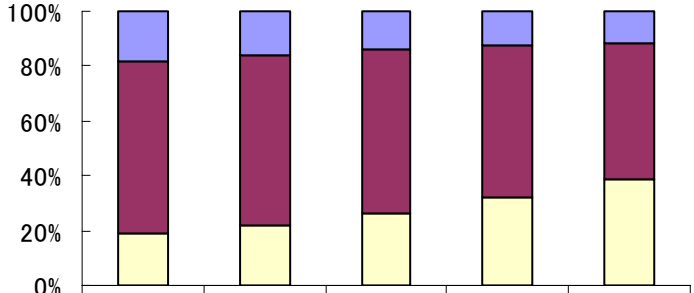

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
年少人口	18.1%	15.9%	14.1%	12.7%	11.4%
生産年齢人口	62.8%	62.1%	59.5%	55.4%	49.8%
老年人口	19.2%	22.0%	26.5%	31.8%	38.8%

【世帯数推移】（国勢調査）

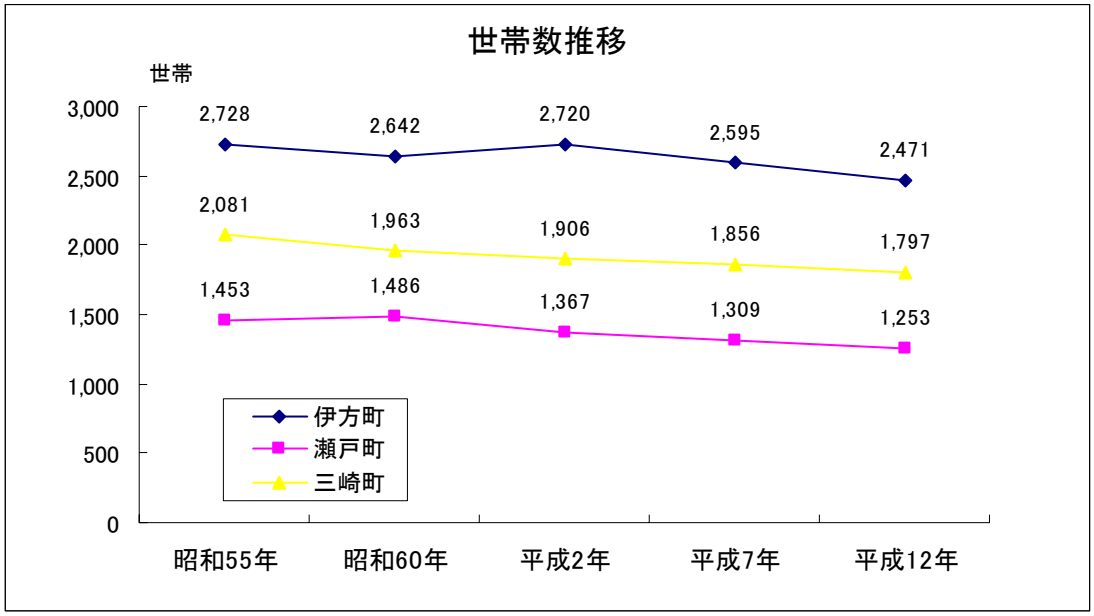
世帯数推移
世帯
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
2,728
2,642
2,720
2,595
2,471
2,081
1,963
1,906
1,856
1,797
1,453
1,486
1,367
1,309
1,253
伊方町
瀬戸町
三崎町
昭和55年
昭和60年
平成2年
平成7年
平成12年

第4節　産業・就業構造

１　産業

～伊方町～

産業の中心は農業で、主として傾斜地を利用した柑橘栽培による温州みかん・伊予柑・ハウスみかんなどを行っており、経営耕地面積のほとんどを占めています。水産業は宇和海、伊予灘という2つの好漁場を擁しており、底引き網などの沿岸漁業のほか、魚礁づくりや「つくり育てる漁業」に向けた中間育成放流にも取り組んでいます。また、田之浦漁港は“新マリノベーション拠点地域”に指定され、海洋性レクリエーションを導入した都市との交流拠点を有した漁港として生まれ変わりつつあります。

工業は工場自体が減少傾向にあるといえます。その多くは食品加工や縫製工場が多いものの、近年の経済情勢の中で厳しい経営環境にあります。

商業については、商店数が減少傾向にあり、町外に購買力が流出するなど、厳しい環境にあります。この他、観光物産センター「きらら館」や海水浴場などを中心に年間12,000人程度の観光客数があり、全体的に増加しています。

伊方町の特徴としては、四国で初の原子力発電所があります。四国の発電電力量の約半分を占め、四国最大の電気エネルギー供給基地となっています。

～瀬戸町～

産業の中心は農業で、傾斜地を利用した柑橘栽培を中心に、しいたけ、甘藷の栽培や高原部での畜産が営まれています。水産業は、伊予灘海域での一本釣りや宇和海域でのちりめん漁が一時期活況を呈しましたが、近年、消費者の魚離れや一本釣り漁の不振から経営にややかげりが出ています。

第２次産業（工業）は、長引く不況の中にありながらも建設業や水産加工業を中心に、一定の生産額と雇用機会を維持しています。

第３次産業（商業）は、国道バイパスの開通後、消費の流出により小売業の不振が目立ちますが、反面、観光客の増加によりサービス業が大きく伸びています。

～三崎町～

産業の中心は農業で、温暖な海洋性気候に恵まれ、急傾斜地帯での柑橘栽培が盛んです。水産業は、佐田岬半島の両側ともハマチ、鯛、岬アジ、岬サバ等の一本釣りの好漁場となっており、海岸には碆と呼ばれる岩礁がみられ、

海士によるアワビやサザエ等の漁場となっています。しかしどちらとも、就業者の高齢化や後継者不足、地域間競争の激化、消費者ニーズの変化等の中で厳しい状況にあります。

工業は、少数の工場はあるものの、すべて30人以下の零細工場であり、多くは縫製業を営んでいます。町には工場用地も少ないため、水資源等の条件整備が必要となっています。

商業についても、経営規模が小規模零細であり、また中心街地の小売店舗は個々バラバラに立地しており、集積効果に乏しい状況となっています。

本町の観光資源は、国立公園佐田岬灯台、県立自然公園伽藍山、阿弥陀池等があり、自然美が大きな資源となっています。特に、昭和62年の国道197号頂上線（メロディーライン）の開通により、佐田岬灯台を訪れる観光客が急増しているほか、海水浴場「ムーンビーチ井野浦」への観光客も増加しています。

２　就業

就業者数全体をみると、3町とも減少しています。要因としては人口の減少や就業者の高齢化などがあげられます。

産業別就業者数を比較すると、伊方町では第１次産業44.5%減、第２次産業30.9%減、第３次産業14.2%増です。瀬戸町では第１次産業52.7%減、第２次産業17.7%減、第３次産業8.1%減。三崎町では第１次産業44.5%減、第２次産業34.2%減、第３次産業19.6%減となっています。

3町ともに農業従事者が最も多く、農業が基幹産業となっています。また、伊方町では建設業従事者が多く、三崎町では水産業従事者が多いことが特徴といえます。

【産業別就業者数】（国勢調査）

項目		昭和55年			平成12年			増減率（%）		
		伊方町	瀬戸町	三崎町	伊方町	瀬戸町	三崎町	伊方町	瀬戸町	三崎町
就業者数		4,267	1,815	3,087	3,274	1,183	1,988	-23.27	-34.82	-35.6
産業分類別就業者数	農業	1,527	922	1,368	787	379	638	-48.46	-58.89	-53.36
	林業	0	8	1	0	1	1	0	-87.5	0
	水産業	258	99	349	204	107	314	-20.93	8.08	-10.03
	第１次産業　計	1,785	1,029	1,718	991	487	953	-44.48	-52.67	-44.53
	鉱業	34	－	1	17	1	－	-50	－	－
	建設業	806	215	344	552	149	224	-31.51	-30.7	-34.88
	製造業	385	62	109	278	78	75	-27.79	25.81	-31.19
	第2次産業　計	1,225	277	454	847	228	299	-30.86	-17.69	-34.14
	卸売小売飲食業	349	132	243	339	94	187	-2.87	-28.79	-23.05
	金融保険不動産業	19	7	17	27	11	14	42.11	57.14	-17.65
	運輸、通信業	106	62	109	78	35	62	-26.42	-43.55	-43.12
	電気ガス水道業	172	6	7	214	12	7	24.42	100	0
	サービス業	506	213	433	652	226	385	28.85	6.1	-11.09
	公務	105	89	106	126	90	81	20	1.12	-23.58
	第3次産業　計	1,257	509	915	1,436	468	736	14.24	-8.06	-19.56

第5節　公共的施設

～伊方町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育所5か所、小学校5か所、中学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所1か所、在宅介護支援センターが1か所、保健センター1か所、デイサービスセンター2か所、特別養護老人ホーム1か所、ワーク伊方（身体障害者雇用施設）1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、公民館（分館含む）4か所、伊方スポーツセンター1か所、体育館2か所、武道館2か所、町民グランド1か所、郷土館1か所などです。

そのほか、駐在所2か所、郵便局2か所、消防署第2分署、地域振興センター、観光物産センター、斎場1か所、伊方ビジターハウスなどがあります。

～瀬戸町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育園4か所、小学校3か所、中学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所1か所、デイサービスセンター（在宅介護支援センター併設）1か所、特別養護老人ホーム1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、地区集会所12ヶ所、公民館（別館含む）2か所、体育館3か所、野球場・テニスコート各1か所などです。

そのほか、駐在所2か所、郵便局2か所、消防署第1分署、斎場1か所などがあります。

～三崎町～

町内にある主な公共的施設をみると、子ども関係の施設は、保育所2か所、小学校4か所、中学校3か所、高等学校1か所です。

福祉・保健・医療施設は、一般診療所2か所、在宅介護支援センター1か所、保健センター1か所、デイサービスセンター1か所などがあります。

社会教育・体育施設は、公民館1か所、体育館1か所などです。

そのほか、駐在所1か所、郵便局3か所、消防署第1分署、斎場1か所などがあります。

第6節　交通環境

日本一細長い半島の中央には、山地のほぼ頂上部を東西に一般国道197号（佐田岬メロディーライン）が走り、八西地域の中核都市である八幡浜市や県都松山市と3町を結ぶ幹線道路となっています。この幹線道路と海岸部に点在する集落は町道及び県道で結ばれています。

～伊方町～

町内の道路は年々整備が進み、みかん園を中心として山間部を農道が張り巡らされています。しかし、町道の幅員は全体的に狭くなっています。近年は、トンネル整備による国道197号へのアクセス道の新設改良を進めています。

公共交通は、伊予鉄バスが国道197号を通り、佐田岬半島を八幡浜から三崎間を、宇和海沿いには伊予鉄南予バスが旧国道を通って、八幡浜から湊浦～豊之浦～九町～二見～三崎間を結んでいます。

～瀬戸町～

各集落間を結ぶ地域生活道路については、国道197号、県道鳥井喜木津線、また主要町道の改良整備が順次進められ、町民の利便性は格段に向上してきました。しかし、地形上カーブが多く、狭小部も数多く残されているため、さらなる改良整備が望まれます。集落内道路については、近年、積極的に新設改良を進めています。

公共交通は、宇和海側の地区内を走る路線バスとともに、宇和海側・瀬戸内海側ともにスクールバスを活用した町営バスを１日に１～２便運行しています。

～三崎町～

三崎町の道路網は、平成12年４月現在、一般国道（197号）のほかは、一般県道２路線、主要町道14路線及び農道、林道等で構成されています。町内には国立公園佐田岬灯台をはじめ、観光・レクリエーションの拠点が数多く存在していますが、国道197号から各拠点へのアクセス道路では交通渋滞や交通事故が多発するなどの問題も抱えています。

海上交通については、県管理港湾の三崎港があり、三崎～佐賀関１日16便、三崎～別府１日４便が就航しています。近年は、九州への最短ルートである三崎～九州間の海上輸送需要が増大しています。

第7節　郷土文化

～伊方町～

伊方町には、豊かな自然と風土に培われた輝かしい歴史と文化があります。先人たちの残した貴重な遺産である文化財や伝統行事等を守り、さらにこれを後世に伝えていきます。

～瀬戸町～

瀬戸町には、建造物から絵画・工芸品・石造物・史跡・古文書・民族・天然記念物・名勝があり、歴史的・文化的な風土を今に伝えています。

～三崎町～

三崎町には、国の天然記念物あこう樹をはじめ、町指定建造物、考古資料、石造物、無形民族文化財及び史跡・名勝と、三崎町の歴史を伝える文化財が多数残されています。

【主な文化財】（事務局調べ）

（伊方町）

指定区分	種別	名称
県	天然記念物	ナギ
町	石造美術	五輪塔
町	史跡	丸岡城「城の台」
町	史跡	長崎城跡
町	史跡	市右衛門供養塔
町	史跡	得能主膳ゆかりの地
町	史跡	九町一里塚
町	史跡	川永田一里塚
町	民俗資料	大名駕篭
町	天然記念物	クロキヅタ
町	無形文化財	きそん（節）

（瀬戸町）

指定区分	種別	名称
県	天然記念物	須賀の森
町	工芸	刀剣吉則
町	無形民俗文化財	しゃんしゃん踊り
町	石造美術	宝篋印塔
町	絵画	探幽山水画
町	古資料	三机古地図
町	史跡	中尾城跡
町	天然記念物	お宮の森
町	史跡	供養様
町	彫刻	千手観音像

（三崎町）

指定区分	種別	名称
国	天然記念物	あこう樹
町	建造物	伝宗寺
町	建造物	三崎八幡神社
町	天然記念物	大楠
町	考古資料	子持勾玉
町	考古資料	弥生式土器
町	考古資料	須恵器

【主なイベント】（事務局調べ）

伊方町	伊方スポレク祭；５月
	夏越祭り（八幡神社）；７月下旬
	きなはいや伊方まつり；７月下旬
	八幡神社大祭；１０月第３土曜・日曜
	文化祭；１１月３日
瀬戸町	もぉ～モォ～フェスティバル；４月
	海のつどい；５月
	ちりめん祭り；７月
	瀬戸の花嫁祭り；８月
	盆行事・おしょろ舟；８月１５日
	しゃんしゃん踊り；９月
	秋祭り；１０月
三崎町	春祭り；２月１１日
	穴地蔵祭り；２月２４日
	伽藍祭り；４月上旬
	豊漁祭；７月下旬
	権現夏祭り；７月
	盆踊り；８月
	三崎秋祭り；１０月８日・９日
	文化のつどい（１０月下旬）

第8節　広域行政

3町は、地域振興をはじめ、消防、し尿処理、可燃ごみ処理、観光など、多くの分野で八幡浜市を中心とする広域連携による事業を行っています。

【広域連携一覧】（事務局調べ）

分野	名称	事業概要	関係市町村						
			伊方町	瀬戸町	三崎町	保内町	三瓶町	八幡浜市	その他
観　　光	佐田岬広域観光推進協議会	広域観光ルート形成事業	○	○	○	○	○	○	
消　　防	八幡浜地区施設事務組合	消防	○	○	○	○	○	○	
〃	愛媛県消防団員等災害補償退職報奨金組合	消防団員公務災害退職報奨金	○	○	○	○	○	○	
共　　済	愛媛県市町村職員退職手当組合	退職手当	○	○	○	○	○		
〃	愛媛県市町村職員共済組合	福利厚生全般	○	○	○	○	○	○	
〃	地方公務員災害補償基金愛媛県支部	公務災害	○	○	○	○	○	○	
生活環境	八西衛生事務組合	し尿処理	○	○	○	○		○	
生活環境	広域連合（委託料）	可燃ゴミ処理	○	○	○	○	○	○	明浜町 宇和町
地域振興	八幡浜・大洲地区広域市町村圏整備事業	八幡浜・大洲圏域総合整備事業	八幡浜市	大洲市	西宇和郡	喜多郡	東宇和郡	全二市	１３町 １村
〃	八幡浜・大洲地方拠点都市地域整備事業	〃	八幡浜市	大洲市	西宇和郡	喜多郡	東宇和郡	全二市	１３町 １村
国保	県国民健康保険団体連合会	国保事業の共同処理	愛媛県全市町村						

第3章　関連計画の概要

1　「21世紀の国土のグランドデザイン」（国）

国は、平成10年に現在の一極一軸型の国土構造から多軸型の国土構造への転換を長期構想とする「21世紀の国土のグランドデザイン」を提示しました。これからの地域整備は「自立」と「相互補完」に基づくより水平的なネットワーク構造へと転換すること、自然環境を保全、回復する機能、新しい文化と生活様式を創造する機能を兼ね備えた多様性のある地域づくりを志向しています。

本地域に関連する構想は、「太平洋新国土軸構想」です。東海・伊勢湾口方面から紀伊半島・紀淡海峡を抜け、四国・豊予海峡を通り九州までのルートを高速道路や高速鉄道など基幹交通体系で結び、これを基盤として新たな国土軸を形成しようとする構想です。 西日本国土軸との有機的な連携や地域間の交流を通じて西日本における広域経済文化圏の構築を目指すものです。

2　「第五次愛媛県長期計画（新しい愛媛づくり指針）」（愛媛県）

平成12年3月に策定された計画で、基本理念に「共に創ろう　誇れる愛媛」を掲げ、新しい愛媛づくりに向けて取り組んでいます。その中で伊方町・瀬戸町・三崎町を含む広域圏の方向性を謳っています。

①南予ライフランド広域交流圏

《構成する生活経済圏域》　◇八幡浜・大洲圏域　　◇宇和島圏域

（圏域の特性）

南予地域全体を対象とする本広域交流圏沿岸部は美しい景観を誇る佐田岬半島や宇和海のリアス式海岸、その他多彩な自然環境に恵まれ、農林水産業を基幹産業とした地域です。しかしながら、典型的な中山間地域・過疎地域が多く、基幹産業である農林水産業も産地間競争の激化等に伴う価格低迷や、後継者不足などの構造的課題を抱えています。

今後、圏域の中心都市の一層の機能強化と恵まれた自然資源や歴史文化資源の活用等により、都市的なサービスとゆとりある居住環境、豊かな自然を

併せて享受できる多自然居住地域を創造することが重要な課題となっています。

（広域交流圏の整備方向）

○農林水産関係試験研究機関の拡充・整備や機能強化を進め、バイオテクノロジーなどの新技術の研究開発・人材育成機能の強化、産品の高付加価値化と加工技術の高度化を図り、総合的なフード産業集積ゾーンの形成をめざします。

○美しい景観や豊かな自然とレクリエーション施設、歴史文化資源等を活かし複合型レクリエーション・リゾートエリアの形成をめざします。

○温泉や森林、海洋などを活用した保養機能を強化し、心身をリフレッシュできるような、保健・医療・福祉の複合的集積ゾーン（ウェルネスゾーン）の形成をめざします。

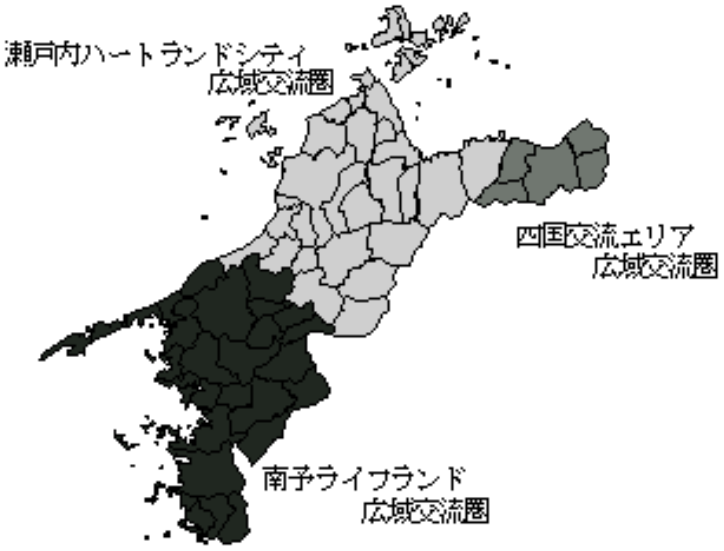

②豊予海峡県際交流圏

《八幡浜・大洲圏域と大分県大分臼津圏域を中心とする海峡交流エリア》

○豊予海峡ルートと高速道路を結ぶ大洲・八幡浜自動車道の整備を促進し、大分県と連携・協力して、太平洋新国土軸形成の一翼を担う豊予海峡ルートの一日も早い具体化をめざします。

○別府温泉、湯布院、佐田岬半島、大洲、内子などに代表される美しい自然景観や町並み、歴史文化遺産などの観光交流拠点のネットワーク化による広域観光ルートの形成に取り組みます。

○豊かな漁業資源に恵まれた豊後水道海域を圏域共通の資源として活用した資源管理型漁業の推進、付加価値の高い農林水産品の開発や地域ブランド化の促進など、両圏域の特色を生かした食料・食品供給基地としての機能強化を図ります。

３　「八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画」（広域市町村圏）

八幡浜・大洲地区広域市町村圏は伊方町・瀬戸町・三崎町を含む16市町村で構成されており、平成6年には「ふるさと市町村圏」の選定を受け、様々な地域課題に取り組んできました。

平成13年度から平成22年度までの10年間を計画期間とした本計画では、「若者が働ける職場づくり」「社会福祉・医療サービスの向上」「人材育成、ＵＩターンの推進体制づくり」「自然環境の保全」「生活環境施設の整備」を具体的な戦略として、住民の合意と参加のもと、総合的な取り組みを推進しています。

（コンセプト）

「農林水産資源を活用した新たな産業を起こし、豊かな自然や歴史・文化にふれあう快適な生活空間を創造し、活きいきとした人を育む多自然居住地域づくり」

（キャッチフレーズ）

「四季ロマン　海・山・里のシンフォニー“西予”」

～新世紀の躍動・夢・未来～

（将来像）

1　住民が主体となり責任をもって育てる地域づくり
2　地域に暮らし地域を誇れる人材が育つ地域づくり
3　生きる力を培い21世紀を支える地域産業が伸びる地域づくり
4　安全、安心、健康を軸にした暮らしが営まれる地域づくり
5　心豊かな文化が息づき交流が生まれる地域づくり
6　居住と交流の基盤が整った地域づくり

第4章　3町のまちづくりの概要

3町の目指すまちづくりを、町政の最上位計画にあたる総合振興計画から明らかにします。

1　3町の将来像

3町の総合計画に示されているそれぞれのまちの将来像をみると、過疎化・高齢化への対応や産業の活性化という課題と、それを克服した上で目指すまちづくりの方向性は、おおむね共通しているといえます。

それは、「農業・漁業・観光を中心とした産業振興を軸に、若者の定住化と交流の促進によるまちの活性化を図るとともに、豊かな自然環境の中で住民がいつまでも安心して暮らすことのできる、住民主体のまちづくり」ということができます。

【総合振興計画】

○伊方町：	「伊方町総合計画2001」	（計画期間　平成13～22年度）
○瀬戸町：	「第4次瀬戸町総合振興計画」	（計画期間　平成14～23年度）
○三崎町：	「第3次三崎町総合振興計画」	（計画期間　平成13～22年度）

【将来像】

伊方町	笑顔あふれる郷土伊方町をめざす ―魅力ある定住のまちづくり― ＜まちづくりの方向性＞ ①活力と自立の産業づくり ②安らぎと幸せの福祉づくり ③教育と文化の人づくり ④定住の魅力あふれる生活環境づくり ⑤町民参加のまちづくり
瀬戸町	地域資源を生かした活力ある産業と、豊かな自然や歴史・文化にふれあう快適な生活空間を創造し、人々が集い・にぎわう多自然居住地域づくり －あしたに勇気と希望の風がふくまち　瀬戸町－ ＜まちづくりの方向性＞ ①活力ある産業と就業の場が確保され、若者が定住できるまちづくり ②高齢者が住み慣れた場所で心豊かにいきいきと暮らせるまちづくり ③豊かな自然と共生し、快適・安心・健康な暮らしが営めるまちづくり ④温かい人情と豊かな文化が息づき、交流の輪が広がるまちづくり ⑤住民が主役となり、責任も持って育てるまちづくり
三崎町	地域産業の再構築、新たな地域産業の創出、若年層の定住促進、観光・レクリエーションの振興、地域内外の人々の交流・ふれあい活動など、町民と行政が連携・協働した創造的な取り組み 　『ふれあい　みさきの創造』 －三崎で暮らす人・岬を訪れる人が心かよわす豊かなまち・三崎町－ ＜まちづくりの方向性＞ ①ゆたかさと活力を創るまち－産業 ②健やかさとやすらぎを創るまち－保健福祉 ③うるおいと快適さを創るまち－生活環境 ④人のかがやきと文化を創るまち－教育文化 ⑤ひろがりを創るまち－社会基盤 ⑥共生・協働・参画を創るまち－住民自治

２　産業振興

共通する主な産業振興策として、次のものが挙げられます。

（農業）生産基盤整備の強化、特産品の開発（地場産品のブランド化・高付加価値化）、担い手の育成、生産流通体制の充実

（林業）森林資源の多面的な活用

（漁業）漁港や魚礁など生産基盤整備の推進、資源管理型漁業の育成、新マリノベーション構想の推進、人材育成、水産加工業の振興

（商業）共同店舗化の推進などによる商業の集積

（工業）企業誘致の推進、地場資源を活かした新商品の研究開発

（観光）観光拠点の整備充実、地域資源を活用した観光振興、佐田岬の観光開発及び広域観光の推進

そのほか、独自の事業としては、工場用地の整備（伊方町）、新エネルギー産業の起業（瀬戸町）、「起業」創造会議の設置、交流拠点施設の整備、町民のホスピタリティの醸成（三崎町重点プロジェクト）などがあります。

【課　題】

地理的条件・自然条件から主要産業や産業構造がほぼ同じであるため、後継者の確保、経営環境の健全化、地域特性の活用といった課題も共通しています。そのため、産業種別ごとの推進施策にも多くの共通点がみられます。

合併によって、これら多くの施策は継続されると考えられます。また、各町独自の事業効果を新町全体に波及させることも可能となり、多様な産業振興策が効果的に展開されることでしょう。

一方、事業によっては優先順位の設定や事業の統合も検討することが必要なため、関係団体や事業者などとの十分な協議が必要です。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①農林業

伊方町	■農業 　高生産性農業の実現をめざし、生産基盤の強化や経営規模の拡大化、流通・販路体制の整備に努める。また、後継者など担い手の育成を図るとともに、新しい消費の開拓をめざして特色ある地場産品の開発に努める。 〈1〉生産基盤整備の強化 〈2〉経営規模の拡大、高度技術の導入 〈3〉特色ある地場産品の開発 〈4〉農業生活環境の充実 〈5〉農業の担い手の育成 〈6〉農協など生産・流通体制及び組織の強化・充実 ■林業 　植林や枝打ち・風倒木の処理などを通じて森林環境の維持・増進を図り、また近年高まりつつある自然志向の中、多様な利用ニーズに対応した有効活用を促進する。 〈1〉生産基盤の整備 〈2〉森林資源の多様な活用
瀬戸町	■農林業 　将来にわたって柑橘農業を維持・発展させるため、農道などの基盤整備に合わせ、省力化施設の整備、高収益産品への改植など総合的な支援を進めます。 　また、中山間地域直接支払制度や集落営農の推進、女性や高齢者の能力活用を図り、農地の荒廃防止に努めます。塩成地区を中心に栽培される甘藷についてさらなるブランド化や加工技術の研究を進め、高付加価値化を図ります。 　高原部における畜産については、牧歌的な景観や半島部の歴史を語る上でも大きな財産であり、後継者の支援やブランド化を進めます。
三崎町	■農業 　農業については、農家戸数の減少や兼業化・高齢化が進む中、農業用灌水施設や集落排水施設、農道整備等生産基盤の一層の充実を計画的に進めながら、地域における話し合いを基本に農地の集積化や農作業の受委託等を促進し、経営感覚あふれた担い手を育成・確保することで農業生産体制の強化に努めます。 　また、農業関連機関・団体等と一体となり、品質・生産性の向上を目指すと共に、多様な消費ニーズや産地間競争の激化に対応できる産地づくりを図り、職業として選択しうる魅力とやりがいのある農業の確保を目指します。

	■林業 　林業については、町土の保全、水源の涵養・保健・休養機能など森林の持つ多面的な機能を保全・利用していくという観点に立ち、適正な保育間伐を推進しながら、合わせて林道などの生産基盤の整備も進めます。

②水産業

伊方町	漁港や魚礁などの生産基盤整備や資源管理型漁業の推進、また漁業の担い手の育成に努める。加えて、水産加工業を振興して、生産・加工の一貫体制をめざす。 〈1〉生産基盤整備の推進 〈2〉資源管理型漁業の育成 〈3〉水産流通・加工業の育成 〈4〉漁業の担い手の育成 〈5〉宇和海地域マリノベーション構想の推進
瀬戸町	塩成漁港、川之浜漁港の漁場機能高度化事業をはじめ、計画的な生産基盤整備を引き続き進めます。 　また､沿岸域での魚礁整備や稚魚・稚貝の放流支援に合わせ、資源保護に対する意識啓発を進めます。 　さらに、道路交通網の整備も視野に入れ、流通・加工施設などの整備を検討すると共に、観光産業との連携や魚食普及活動により、販売チャンネルの拡充と消費拡大を進めます。 ■港湾 　地方港湾三机港について、漁船の大型化やプレジャーボートの増加から船だまりの整備が要望されており、これの計画的な整備について検討を進めます。
三崎町	魅力ある水産業づくりを目指して、生産基盤、漁場の整備を図り、増殖場整備事業等の推進による資源管理型漁業を進めると共に、経営感覚あふれる人材の育成に努め、岬アジ・岬サバをはじめブランドの強化を図ります。

③商業

伊方町	地元商業を育成するため、町民の基本的な買物ニーズを満たす既存商品及び商店街の整備や、集客の中心となる核店舗の育成をめざす。 〈1〉商店・商店街の整備 〈2〉商業環境の充実
瀬戸町	商工会との連携を密にし、町内消費の拡充支援に努めます。また、将来に向けてＦＡＸ宅配や共同店舗化などの検討を進めます。一方、サービス業においては、観光産業との連携による経営拡充や、食・遊・泊のグレードアップを積極的に支援します。
三崎町	町外への購買力の流出を防ぎ、商業の活性化を図るため、経営の合理化や商業集積を進め、新たな商業ゾーン形成の適正な誘導に努めます。

④工業

伊方町	既存業種である繊維、衣服、食品加工を中心に経営の安定化を図るとともに、工場用地などを整備し、積極的に新しい工業導入に努める。またＵターン化などの推進により、企業立地の魅力となる若者らを中心とした労働力の確保を進める。 <1>工場用地整備、企業誘致の推進 <2>地元労働力の確保 <3>既存工業の経営安定化・地場資源を活かした新製品開発
瀬戸町	製造業においては、地場産品を原材料とした農水産加工業が有望であり、生産者との連携や新商品開発、また市場調査などの研究・支援を進めます。 また、積極的な公共投資や新エネルギー産業の起業など、幅広い工業振興策を進め、雇用機会の確保に努めます。
三崎町	豊かな自然を生かしたまちづくりをすすめるため、環境保全に十分配慮しながら、優良企業の誘致に努めます。

⑤観光

伊方町	広域交通幹線道路である国道197号（メロディーライン）は海の眺望景観に優れたドライブウェイであり、また原子力発電所関連施設やレクリエーション公園などがある。 これらの資源・施設の活用を図るとともに、観光ルートや新しい特産品などのみやげ物の開発を進める。 <1>観光資源、施設等の開発 <2>観光関連産業の育成 <3>観光広報・情報の普及 <4>広域的連携による佐田岬など地域全体の観光リゾート開発の推進
瀬戸町	観光部門では、須賀公園や宇和海海水浴場、また県立自然公園など既存施設のグレードアップを図ると共に、風力発電事業と連動した風車公園整備や県営事業による教育ファームの整備など自然体験を核とした観光地形成を進めます。 また、民活による佐田岬リゾートについて、都市住民の田舎暮らし志向を反映し、季節滞在型から定住型リゾートへと転換を見せており、定住促進にも一定の効果を見せていることから、引き続き積極的な２次開発支援を進めます。
三崎町	自由時間の増大や町民ニーズの多様化の中で、町内外の観光・レクリエーションニーズに応えられるよう、観光・レクリエーション拠点の整備を進めます。また、広域観光の取り組みの充実をはじめ、各種イベント・祭りの充実やＰＲ活動の積極的な展開、町の歴史・文化資源や恵まれた海の幸・山の幸を生かした観光開発など、観光の多様化を目指します。

3　福祉・介護・医療・保健

福祉・介護・医療・保健施策の主な共通点は次のとおりです。

（医療・保健・福祉）ボランティア活動をはじめとする地域福祉の推進、疾病予防・健康づくりの推進、保健福祉サービスの充実、保健医療福祉の連携強化、地域医療体制の充実

（児童福祉）保育サービスの充実、子育て家庭を支援する地域体制の充実

（高齢者福祉・介護）施設の整備・充実、福祉サービスの充実、介護保険事業の円滑な運営、生きがい対策の推進

（障害者福祉）障害者の自立支援、公共施設などの改良整備（バリアフリー化）

そのほか、独自の事業として、児童館と総合的な保健・医療・福祉施設の整備（伊方町）、特別養護老人ホームと中核診療所の整備（瀬戸町重点プロジェクト）、シルバー人材バンクの創設（瀬戸町）、健康管理システムの構築（三崎町）などがあります。

【課　題】

3町ともに少子化・高齢化が進んでいることから、子どもを産み育てやすい環境の充実、障害者や高齢者を含めた住民全員が安心して暮らすことのできる地域づくりへの取り組みが喫緊の課題となっています。そのため、各分野の施策も多くの共通点があります。施設の広域利用や保健福祉サービスの充実、地域医療体制の強化など、合併効果による暮らしやすさの向上が図られることでしょう。

一方で、合併後の施設整備や保健福祉サービスの提供体制などについては、広域的な観点からの十分な検討が必要です。また、関係機関数や町の面積も大きくなるため、効果的・効率的な連携に向けた体制整備が急務となります。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①医療・保健

伊方町	■保健（基本計画より） 　保健・医療・福祉の事務連携を促進し、健康管理情報の一元管理を進める。 　生涯を通じた心身両面における健康づくりや疾病の予防活動の強化を図る。 ■地域医療 　従来の医療供給体制の整備や各種検診の充実はもちろんのこと、各家庭や地域での健康づくりに主眼をおき、医療機関、行政、住民が一体となった健康教育や健康相談を積極的に実施し、疾病の予防に努める。 〈1〉医療計画づくり 〈2〉子どもから老人までの健康づくりの推進 〈3〉老人医療の充実 ■地域福祉 　保健、福祉サービスの各分野における基盤整備とともに、ホームヘルパーなどのマンパワーの確保を行う。 また、関係機関、団体が一体となり、民間福祉活動との連携を図りながら、地域福祉の充実、向上を図る。 〈1〉拠点施設整備と支援体制づくり 〈2〉福祉団体の充実・強化
瀬戸町	■保健・医療 　保健・医療・福祉の連携強化、スタッフの確保と資質の向上に努め、健康づくり事業の推進と保健活動の充実を図ります。また、地域医療の拠点となる中核診療所の整備や広域医療機関との連携により、安心できる地域医療体制を確立します。 　老人保健について、健康相談や健康教室の充実により疾病予防に努めると共に、重複診療防止の啓発により医療費の抑制と適正化を図ります。 ■地域福祉 　学校や社会における福祉教育の充実やボランティア活動の支援、また社会福祉協議会の機能強化などにより地域に適したサービス体制を築き、町民が住みなれた地域で心豊かにいきいきと暮らせる福祉の町づくりを進めます。
三崎町	■保健・医療 　町民一人ひとりが生涯を通じて健康で生き生きと生活できるよう、保健・医療・福祉の各関係機関の連携強化のもと、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚と自主的活動の促進に努めると共に、各種検診内容・方法の充実や健康管理システムの構築、在宅ケア体制の

	整備など、乳幼児から高齢者にいたるまでの人生の各期に応じた保健サービスの充実に努めます。 　また、町民の医療ニーズの高度化、多様化や救急医療需要に応えられるよう、町内外の医療関係との連携を強化すると共に、地域医療体制の充実に努めます。 ■地域福祉 　高齢者、障害者、児童など、すべての町民が地域の中で共に助け合い、支え合いながら生き生きと暮らしていくことのできる地域社会の構築を目指して、地域福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会や民生児童委員の福祉活動を積極的に育成・支援していくと共に、地域住民のボランティア活動の育成や福祉意識の高揚等に努めます。

②高齢者福祉・介護

伊方町	高齢者向け福祉施策を総合的な観点から推進して施設整備を図るとともに、あわせて健康管理に代表される予防サービスなどのソフト面の充実に努める。 〈1〉老人保健福祉施設の充実 〈2〉老人保健福祉サービスの充実
瀬戸町	介護拠点施設として「特別養護老人ホーム」の誘致を図ると共に、デイサービスセンターやグループホーム、また在宅介護支援センターなどを活用して、保健・医療・福祉スタッフが一体となった在宅福祉サービスを進めます。 　また、社会福祉協議会を中心に、老人クラブ活動の支援やシルバー人材バンクの創設の検討などを進め、健康・自立・社会参加を軸とした生きがい対策を進めます。 　介護保険制度について、受け皿施設の整備やスタッフの充実などについて定期的な見直しを図り、制度機能が十分発揮できる体制づくりに努めます。
三崎町	三崎町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、ホームヘルプサービス（訪問介護）、デイサービス（日帰り介護）、ショートステイサービス（短期入所生活介護）をはじめとした各種保健福祉サービスの充実、高齢者の健康増進施策の充実、生きがい対策の推進などに努めます。 　また、これらの事業を円滑に展開するため、福祉施設の整備拡充、関係機関、組織の連携強化や人材の確保など、総合的な高齢者保健福祉体制の整備に努め、長寿社会にふさわしい福祉基盤の整備とシステムの確立を図ります。 　さらに、介護保険制度については、総合的な実施体制の確立のもと、適正な制度運用に努めます。

③障害者福祉

伊方町	既存の福祉施設の充実を図るとともに、地域の保健・医療・福祉のサービスを提供するための総合的な拠点施設の整備を図ります。 障害者の自立と生活の安定を図ると共に、社会参加の促進、交流機会の確保等の生きがいづくりを進めます。 バリアフリーの都市整備、施設整備を推進します。
瀬戸町	障害者が自立し、平等に社会参加ができるよう健常者との交流事業を進めると共に、障害者の利便性に配慮した公共施設などの改良整備に努めます。また、各種事業の推進や障害者福祉制度の積極的な活用を促進します。
三崎町	障害者の社会への完全参加と平等を目標に、「心の壁」のない福祉的風土づくりはもとより、総合的な相談体制の確立や保健・医療・福祉サービスの提供、雇用・就業の促進、さらには、あらゆる分野で障害者に配慮したまちづくりに取り組み、ノーマライゼーション社会の構築に努めます。

④児童福祉

伊方町	多様な育児ニーズに対応した保育所や、生活体験・自然体験・遊び体験を通じた子どもの相互交流の場としての児童館を整備する必要がある。 不登校やひきこもり、いじめ、児童虐待など、子ども自身や子育て中の親が抱える諸問題への対応策・支援策の検討を進める。
瀬戸町	保育園４園の存続を軸に施設の計画的な改築や多様な保育サービスの提供、また、出産・育児を地域全体でバックアップする体制づくりを進めます。
三崎町	少子化や核家族化など、児童や家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、未来を担う児童が心身共に健全に育成されるよう、保育所の施設・設備の整備充実や多様化するニーズに即した保育内容の一層の充実に努めると共に、遊び場の確保や子育て相談・支援機能の充実を図り、子どもを産みやすく育てやすい環境づくりに努めます。

４　教育・文化

3町が進める教育指針及び文化振興への取り組みの共通点は、次のとおりです。

（学校教育）時代に応じた教育内容の充実、学校施設の整備・充実、学校規模の適正化の検討

（生涯学習）拠点施設の整備・機能充実、生涯学習プログラムの充実

（スポーツ・レクリエーション）社会教育団体などとの連携による活動の充実

（芸術・文化）郷土文化の継承、文化財の調査・保存

（人権・同和教育）人権意識の啓発活動の推進

そのほか、独自の事業としては、人権尊重の町づくり条例の具現化（伊方町）、広域的な「佐田岬民俗資料館」の整備（瀬戸町）、ＣＡＴＶをはじめとした学習情報提供システムの整備（三崎町）があります。

【課　題】

教育・文化に関する推進施策は、3町とも多くの共通点がみられます。

これからのまちづくりにとって、人権尊重の浸透、人材育成のための教育環境の充実、地域アイデンティティ（＝郷土色）の根幹をなす文化の保存・継承が重要な役割を果たします。

そのためには、新町の教育理念を早期に確立するとともに、地域交流の拡大による一体性の形成を促進することが大切です。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①学校教育

伊方町	より一層の学校教育体制の充実を推進するとともに、国際化、情報化など新しい社会の変化にも対応できる豊かな人格形成の推進を図る。 〈1〉学校施設の整備・充実や適当な規模に校区編成など、学校教育体制の充実 〈2〉豊かな人格形成を育む教育体制づくり
瀬戸町	教育施設・設備の充実や教職員の資質と指導力の向上を図ります。また、学校週５日制への対応やゆとり教育の推進、ふるさとを愛する心の醸成に向け、生涯学習部門と連携した「地域ふれあい交流事業」を積極的に進めます。 長年の懸案事項である学校統合については、関係者との協議を積極的に重ね、十分な理解と合意のもと、基本計画の推進に努めます。
三崎町	次代の三崎町を担う子どもたちが、「生きる力」を育み、創造性豊かなたくましい人間として成長していくことができるよう、保・小・中・高校の一貫した教育方針の確立のもと、基礎・基本の確実な定着と体験を踏まえた学習を推進すると共に、自然や歴史を生かした教育、情報化・国際化等に対応した教育、福祉教育、環境教育の推進など、教育内容の充実に努めます。 また、過疎化、少子化傾向に伴い、学校規模の適正化のための統合の検討を行っていきます。

②生涯学習

伊方町	人間教育、人格形成を目的とし、町民自らの意志で学習する意欲を増進させ、家庭や社会における教育の重要性と発達段階に対応した適切な学校教育の確保などに努め、家庭教育、学校教育、社会教育などの総合化、体系化を進める必要がある。 またそれぞれの機能と役割を分担し、各機関との連携をもとに、生涯の各時期に学習の機会が得られるよう、教育諸条件の整備充実を図る。 〈1〉地域コミュニティの育成、拠点となる施設や機会づくり 〈2〉生涯学習推進計画の策定
瀬戸町	生涯学習推進体制の確立と、拠点となる町民センターの機能充実を進めます。また、青少年の健全育成や成人教育、高齢者教育の充実に努めます。
三崎町	価値観が高度化・多様化する中で、いつでもどこでも町民一人ひとりが自分に合った学習活動を行い、生涯を通じて自己を高めることができる生涯学習社会を確立するため、生涯の各期における幅広いニーズに即した学習環境づくりに努めます。「いつでも、どこでも、だれ

	でも学習に参画できる」ことを基本に、組織や体制、施設整備を図り、多彩な生涯学習プログラムの整備や様々な学習情報の提供に努めます。

③スポーツ・レクリエーション

伊方町	社会教育団体などとの連携を図り、地域活動の活発化を進める。 八西地域のＣＡＴＶの活用を含めて、情報メディアの積極的な活用や必要に応じた整備を進める。 福祉部門との連携を進め、スポーツ活動の活発化などを図る。
瀬戸町	体育協会の支援や体育指導委員会の組織体制の強化に努め、活動の充実を図ります。また、活動の拠点である総合的な施設の機能充実を進めます。
三崎町	町民一人ひとりが生涯にわたってそれぞれの体力や年齢に応じたスポーツにいつでもどこでも気軽に親しむことができるよう、生涯スポーツ推進体制の充実を図ります。各種スポーツ施設の整備充実及びネットワーク化を進めると共に、スポーツサークル・団体の育成や指導者の養成、だれもが行えるニュースポーツの普及、さらにはスポーツイベントの充実にも力を入れ、心身の健全な発達と健康の保持・増進に努めます。

④芸術・文化

伊方町	郷土文化の普及や文化財の調査、保存を進めます。
瀬戸町	有形無形の文化財や伝統芸能の調査・研究や保存・継承に努めると共に、広域的な視野での総合資料館整備を検討します。 また、芸術・文化イベントの積極的な開催や指導者の派遣、成果発表機会の提供などを通じて、地域に根ざした芸術・文化の創造に努めます。
三崎町	郷土に根ざした個性豊かな地域文化の創造を促すため、各種芸術・文化団体の育成・支援に努め、町民の自主的・主体的な芸術・文化活動の一層の活性化を進めると共に、文化イベントの充実や情報の提供、活動の場の充実等を通じて芸術・文化に接する機会と成果を発表する場の拡充を図ります。 また、歴史や風土の中で育まれ継承されてきた貴重な文化財の調査と適切な保存・活用を進め、町民はもとより町外の人も広く三崎町の歴史や文化について学ぶことができる機会の拡充に努めます。

⑤人権教育・人材育成

伊方町	■人権・同和教育（基本計画より） 　同和問題を中心としたあらゆる人権問題の解決をめざし、人権尊重の町づくり条例の具現化と啓発活動を進める。
瀬戸町	■人権・同和教育 　学校や職域での研修機会の充実や指導者の養成に合わせ、人権コンサートや人権啓発劇の開催を通じて、日常的な人権意識の啓発活動を推進します。 ■幼児教育 　家庭教育の充実と学校・保育園の連携強化を進めます。 ■人材教育 　学校教育、生涯教育の充実をはじめ、国内外の先進地への研修派遣、専門的知識の習得機会の提供など総合的な人材育成策を進めます。
三崎町	■人権尊重のまちづくり 　同和問題をはじめ、障害者差別、在日外国人差別、女性差別、いじめ問題等あらゆる差別を解消すると共に、町民一人ひとりが自分自身を大切にでき、他人もまた大切にできる土壌づくりを目指し、人権尊重のまちづくりを推進します。 ■青少年の健全育成 　家庭や地域の教育力の低下が憂慮される中で、次代を担う青少年の健全な育成を図るため、家庭・学校・地域が一体となった健全な社会環境づくりを推進すると共に、青少年の自主的な団体活動や社会活動への参加促進、指導者の育成等に努めます。

５　基盤整備

3町の基盤整備に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

（土地利用）調和のとれた土地利用

（道路）広域幹線道路、アクセス道路の充実、地区内道路網の整備

（交通体系）バス路線の維持・充実

（公園・緑地）公園・緑地の計画的な配置、景観の保全

（情報通信）八西ＣＡＴＶの積極的な活用

（エネルギー政策）風力発電の事業化

そのほか、独自の事業としては、駐車場の整備（伊方町）、町営バスの充実（瀬戸町）、フェリー利用拡大のための港湾整備、情報化推進に必要な人材の養成（三崎町）があります。

【課　題】

基盤整備に関する推進施策は、多くの共通点がみられます。3町には八西ＣＡＴＶという情報基盤が整っていることから、共通施策にあるようにその積極的な活用は地域の将来に大きな可能性を与えるものです。

一方、地域活性化のための最重要課題として、幹線道路とアクセス道路の整備によるネットワークの充実とともに、高齢化が進む3町ではバスなど公共交通の確保などが共通した課題となっています。このため、地域間のバランスを考慮しながら、事業実施について十分な検討が必要と考えられます。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①土地利用

伊方町	農地、山地、集落などの調和のとれた町土利用を進めるとともに、市街地、産業、公園などの都市的機能をおのおの集中的に整備した中心ゾーンの形成を図る。また町土の長期的な利用計画を定める。 〈1〉調和のとれた土地利用の推進 〈2〉土地利用に関する計画の立案 〈3〉中心市街地の整備
瀬戸町	特に学校跡地など一定規模を有する土地については、地区民との協議を密にして有効活用に努めます。また、農用地については、将来を見通した計画的な基盤整備や集約化を図り、効率的な土地利用を図ります。
三崎町	今後、増大が予想される土地需要に対処するため、本町の自然的、経済的、社会的条件等を十分に踏まえ、地区ごとの機能を把握し、基本的に自然を残し、住みよい住環境の保全、豊かな生活基盤の整備と調和のとれるような合理的な土地利用を図ることが重要です。さらに、農用地については適正な利用と管理を図るため、農地の流動化を進めると共に、担い手の育成、南予用水水利事業による基盤整備などハード・ソフト両面において、抜本的な改善を図り、生産性の向上、省力化、土地利用の高度化を進めます。

②道路・交通体系

伊方町	鉄道交通に恵まれない本町では、町民の移動手段として道路交通ネットワークの充実が必要であり、とりわけ近隣主要都市とを結ぶ幹線道路交通の充実が急務である。また、町内でのスムーズな移動を確保するためには町道等の整備と、あわせて「町民の足」である公共交通機関の利便性の向上に努める。 〈1〉幹線道路網の整備 〈2〉町内道路ネットワークの形成、生活道路の整備 〈3〉駐車場整備やバス路線の充実
瀬戸町	■道路 主要生活道である県道鳥井喜木津線の整備促進と国道アクセス路線である県道三机港線の２車線化を要望すると共に、主要町道の計画的な整備に努めます。また、高齢化への対応や救急・防災面などから地区内道整備が近々の課題となっており、これの重点整備を進めます。 ■交通 地理的条件や高齢者への対応として、交通機関の確保に努めます。特に集落間や国道アクセスに有効な交通手段が無いため、町営バスの充実により町民の需要に応えます。また、民間路線バスについては利用者の減少から増便は困難な状況であり、現路線の維持に力点をおいた取組みを進めます。

三崎町	連携と交流の時代に即し、国道197号へのアクセス道路の整備を進め、広域交流基盤の整備を図ると共に計画的、効率的な町の道路網の整備充実を進めます。 道路整備に際しては、高齢者や障害者へのやさしさを基本に、歩行者の安全性を優先すると共に、美しく親しまれる道路づくりに努めます。 海上交通についても、九州と結ぶ2本のフェリーが就航しており、今後も、人、物の流通の拡大が予想されるため、港湾の整備充実を図ります。

③公園・緑地

伊方町	町土に対して均衡ある公園・緑地の配置計画を行うとともに、集客効果が期待できる比較的まとまった面積を持つ公園、緑地の整備を進め、また美しい景観を持つまちづくりをめざす。 〈1〉公園・緑地の計画的整備 〈2〉町の景観の保全・整備
瀬戸町	既存の須賀公園、番匠鼻公園、権現山などの環境整備を図ると共に、各地区のスポット公園の計画的な充実・整備を進めます。また、町民参加による花いっぱい運動や町花・町木の普及活動により、豊な自然がより一層輝く環境づくりを進めます。
三崎町	公園・緑地は、町民に憩いとうるおいを与えるだけでなく、安全性の確保、自然生態系の確保などの効用を有しています。親子が安心して遊べる身近な公園の適正配置や佐田岬半島宇和海県立自然公園「伽藍山・阿弥陀池」の保全・整備を進めます。

④情報通信

伊方町	住民サービスの向上を図るため、ＩＴ（情報技術）を活用した地域情報通信基盤の整備を進める。 高度情報通信ネットワークの推進
瀬戸町	近未来に予測される電子自治体の構築に向け、八西ＣＡＴＶ光ケーブルを活用した高度情報化施設の整備を進めます。また、移動通信鉄塔整備事業や地域インターネット構築事業などにより、情報の地域格差是正に努めます。
三崎町	高度情報化社会の到来に伴い、情報が大きな価値を持ち、情報通信基盤がより重要な社会資本となっていることから、全県的・広域的な整備動向を踏まえながら、三崎町にふさわしい地域情報化について総合的な研究を進めると共に、情報化の推進に必要な人材の養成に努めます。また、八西ＣＡＴＶの積極的な活用を図っていきます。

6　生活環境

3町の生活環境分野に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

（住宅・宅地）町営住宅の計画的な改築・整備、定住促進住宅の整備

（上下水道）安定した上水供給、合併浄化槽の設置促進

（環境衛生）ごみ・し尿の広域処理の推進、火葬場の移築・改築

（交通安全・防犯）施設改良、交通安全運動の推進、地域防犯活動の推進

（防災）海岸保全事業や急傾斜地崩壊防止事業などの計画的な整備、広域防災・医療救急体制の強化

そのほか、独自の事業としては、公共下水道の整備（伊方町）、宅地造成（瀬戸町）、簡易下水道の新設・改良（三崎町）などがあります。

【課　題】

生活環境に関する推進施策は、各町の現状によって差があります。 環境衛生や救急消防に関しては既に広域行政で行っていることから比較的スムーズな移行も可能ですが、公共下水道整備や火葬場については、地域間のバランスを考慮しながら十分な検討が必要と考えられます。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①住宅

伊方町	地元産業の担い手となる若者らの定住促進のためにも、良質で魅力ある住宅・居住環境づくりをめざす。 〈1〉町営住宅の建替え、建設 〈2〉居住環境の充実
瀬戸町	後継者の定住やU・Ｉターン促進の受け皿として、住宅・宅地の両面における積極的な住環境整備を進めます。住宅については、町公共住宅整備マスタープランに基づき既存住宅の計画的な改築整備を進めます。また、並行して若者や勤労者を入居対象とする定住促進住宅の整備を進めます。 一方、宅地については遊休地利用計画と摺り合わせながら、安価で利便性の高い宅地造成を進め、町民の需要に応えます。
三崎町	町営住宅については、低所得者の生活安定の確保や若年層の定住促進、高齢化社会への対応といった視点に配慮しながら、計画的な整備を検討していきます。

②上下水道

伊方町	■上水道・下水道 良質の上水供給に努め、全戸普及を目標に設備推進をめざす。 また下水道は、21 世紀に向け、本町のイメージである海洋と緑の美しい自然を守り快適な生活環境を維持するうえで、欠くことのできない施設であり、公共下水道や排水施設の普及に努める。 〈1〉上水道普及率の向上 〈2〉公共下水道、合併浄化槽の設備
瀬戸町	生活様式の変化や開発関連による水需要に的確に対応するため、水道施設の充実と南予水道企業団からの受水による浄水の安定供給に努めます。また、効率的な事業運営と維持管理の強化に努め、特別会計の健全運営に努めます。 下水道について、現在策定している基本構想計画の見直しを行い、総合的な排水路の改良整備と長期的な展望にたった下水道整備を検討します。
三崎町	町民の生活に直結し、その健康を守るために一日も欠かせない水の供給については、今後の使用水量の動向を踏まえながら、安定供給に努めます。また、水道事業の健全運営を堅持しながら、老朽化した施設の改良や拡充を計画的に進めます。 下水道について、快適な居住環境の整備と、美しい自然環境を守るため、今後の下水道（簡易下水道）施設の新設・改良を推進すると共に、合併浄化槽の普及を推進し、計画的な施設の改善を行っています。

③環境

伊方町	■環境衛生 　ごみの効率的な収集や減量化、資源化の推進が必要になっていることから、効果的な収集・処理体制づくりを進める。 　また、し尿の収集・処理についても、下水道の普及などにより、衛生的な回収を進める。 〈1〉ごみ処理体制の整備 〈2〉ごみの減量化、資源化の推進 〈3〉下水道の普及、し尿収集・処理体制の充実 ■エネルギー（基本計画より） 　現在の「原子力のまち」という町のイメージをさらに発展させて、風力発電などを合わせたエネルギーのまちをめざす。
瀬戸町	■環境衛生 　ごみ処理については、可燃物は平成 14 年 12 月から広域処理を図ることとし、資源ゴミ・粗大ごみなどについては、分別の徹底と再利用を進めると共に、広域連携によるリサイクルセンターや最終処分場の整備を検討します。 　現在、小型合併処理浄化槽設置補助により家庭雑排水の一括浄化を進めていますが、今後は現行制度に合わせ、町が事業主体となり一定区域の面的整備を図る手法を検討します。し尿については、引き続き八西衛生事務組合での共同処理を進めます。 ■エネルギー 　豊かな風資源を生かした風力発電の事業化が有望であり、これの積極的な立地を進めます。合わせて、太陽光発電の普及促進により「自然にやさしいまち瀬戸」として、経済効果の創出とイメージアップを図ります。 ■墓地・火葬場 　墓地については、核家族化の進展から新たな需要が生まれており、周辺環境に配慮しながら、計画的な整備を進めます。 　火葬場については、老朽化への対応や現施設周辺に学校や運動公園が整備されたことから、その移転整備について広域的な視野での検討を進めます。 ■自然保護 　自然とふれあう活動を通して自然保護思想の普及に努めると共に、乱開発の抑止や自然にやさしい公共工事の施工など、総合的な自然保護対策を図ります。
三崎町	■環境衛生対策 　町民と共に地域の生活環境を改善していくために、ごみについては、増大・多様化する排出動向に即し、また、容器包装リサイクル法への対応も踏まえ、収集体制の改善や広域的な処理体制の充実促進、処分地の確保に努めます。また、町民、事業者、行政の連携を図りながら、

	分別排出の徹底やリサイクル運動の促進によるごみの減量化、さらには不法投棄の防止に努めます。 　町内にある火葬場については、老朽化が進んでいるため、改築を検討します。 ■環境の保全と快適空間の創造 　自然とふれあい、美しさ、快適さを求める町民ニーズや環境保全意識の高まりに対応して、三崎町の誇りである美しく豊かな自然環境・景観の保護・保全をはじめ、あらゆる分野における環境問題への適切な対応、町民の主体的な環境保全活動の促進など、町民、事業所、行政が一体となった総合的な環境施策を推進します。 　また、自然や風土、歴史資源を活用し、三崎町らしさをより一層際立たせる景観づくりを進め、環境と共生し、美しくうるおいに満ちた快適空間の創造に努めます。

④交通安全・防犯

伊方町	■交通安全（基本計画より） 　必要に応じて、交差点改良、道路の拡幅、歩道の確保等の交通安全対策を進める。 　町民の安全意識を高めるため、交通安全運動をさらに推進する。
瀬戸町	■交通安全 　交通安全施設の更新・整備や道路状況の点検、また啓発活動の充実などにより、事故のない明るいまちづくりに努めます。 　また、近年町内で多発する暴走行為に対しては、道路チャッターバーの設置や警察との連絡強化により、その抑制を図ります。 ■防犯 　町内から犯罪を根絶するため、防犯団体との連携強化により防犯・暴力追放運動を推進します。また、防犯灯や啓発看板の計画的な整備を進め、犯罪を防止する環境づくりを進めます。
三崎町	■交通安全・防犯対策 　増加傾向にある交通事故に対して、町民の交通安全意識や交通マナーの高揚を図ると共に、道路整備や交通安全施設の拡充等を計画的に進めます。特に、交通弱者といわれる子どもや高齢者、障害者等の安全性に配慮した道路交通環境の整備を進め、事故のない安全な社会を目指します。 　また、町民の防犯意識の高揚を図りながら、地域ぐるみの暴力追放運動や青少年の非行防止活動をはじめ、各種防犯活動や防犯施設の整備を促進し、犯罪のない明るいまちづくりに努めます。

⑤防災・消防

伊方町	災害発生を未然に防ぐため、施設の耐震性・耐火性を高めるとともに、水害対策として防波堤や護岸工事等を進める。 災害発生時の被害を最小限に抑えるため、さらなる防災体制の強化に努める。 災害発生後の早期復旧のために、周辺市町村等との協力体制づくりを強化する。 公共施設等の新設・改築に際して、耐震・耐火構造の採用を進める。 伊方港の改修計画を進め、防波堤の整備を行う。 高潮対策として、港湾および漁港における護岸工事を進める。 冠木対策として、湊浦地区・九町地区等において、排水路の整備および河川の改良工事を進める。 地震や大規模火災への災害対策として、避難訓練の実施などを継続する。 周辺市町村との連携・協力による広域防災・医療救急体制づくりを進める。
瀬戸町	■防災 地域防災計画に定める諸対策の周知徹底を図ると共に、海岸保全事業や急傾斜地崩壊防止事業などを計画的に進めます。また、原子力防災については、関係機関との連携強化や訓練の充実を図り、防災計画を常に見直しながら民心の安定に努めます。 ■消防・救急 消防体制の充実を図るため、消防団員の確保と資質の向上や施設・設備の更新・配備を進めると共に、八幡浜地区消防署第１分署との連携を強化して予防消防の徹底に努めます。また、救急面においては医療機関と消防署との連携を密にし、救急体制の充実を図ります。
三崎町	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震、火災、風水害などあらゆる災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりを目指し、消防団の活性化をはじめ、消防施設や水利の整備拡充、広域的な連携による常備消防・救急体制の充実等に努めるほか、三崎町地域防災計画に基づき、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ります。

7　行財政運営・地域づくり

3町の各分野に関する推進施策の共通点は、次のとおりです。

（行政運営）町民参加の推進、質の高い行政運営、広域連携の推進

（財政）自主財源の安定的確保、計画的な財政運営の推進

（男女共同参画）男女共同参画社会に向けた意識啓発、学習機会の拡充

（交流・地域づくり）地域間交流・国際交流の推進、主体的な地域づくりへの支援

そのほか、独自の事業としては、米国レッドウィング市との交流（伊方町）、国際交流協会の設立検討（瀬戸町）、町民主導のまちづくりグループの育成・支援（三崎町）があります。

【課　題】

各分野に関する推進施策の方向性は共通しています。

適切な行財政運営、住民と行政の協働、住民の自主的な活動への支援は、これからのまちづくりにとっての基本要素となります。

【推進施策の概要】（総合振興計画）

①行財政

伊方町	■行政 町民参加のまちづくりを推進するとともに、総合的な計画行政の推進を図り、また近隣市町村との協調による広域圏的連携などを進める。 〈1〉町民参加の推進 〈2〉総合的な計画行政の推進 〈3〉広域行政の推進 ■財政 計画に基づく財源の確保及び財源の効率的、重点的配分と運用を進め、事業計画の実行性の確保に努める。 また、事務的経費の削減に努め、歳出の効率化を図る。 〈1〉自主財源の安定的確保

	〈2〉合理的な財政運営の推進
瀬戸町	■行政運営 　職員の意識改革と能力開発を日常的に進め、多様で質の高い行政サービスの提供に努めます。また情報の積極的な開示と公聴活動の充実により、町民参加のシステムづくりを推進すると共に、事務事業の見直しや広域連携により効率的な行政運営を進めます。 ■財政 　国の財政構造改革による地方交付税などの大幅な縮減を踏まえ、自主財源の安定確保と経常経費の削減により、引き続き健全財政の維持に努めます。また、重点事業への計画的・効果的な投資により、長期的展望に立った財政運営を図ります。
三崎町	■行財政運営 　地方自治の精神に基づく分権の流れにより、自己主張と自己決定権、それに基づく自己責任が拡大されると共に、益々多様化する町民ニーズや、高齢化・情報化といった時代の流れに的確かつ柔軟に対応していくため、体力と主体性・責任感のある行政運営を図ります。そのために、“三崎町行政改革大綱”に基づき、弾力的な行政組織・機構の編成や事務の効率化、職員の能力開発などの行政改革を積極的に推進します。また、本計画に沿ったまちづくりの長期的な展望のもと、事業の優先度や緊急度に応じた財源の重点配分を図り、効率的・効果的な財政運営に努め、健全財政の維持を図ります。

②男女共同参画

伊方町	■男女共同参画（基本計画より） 　家庭や地域そして社会活動における男女共同参画社会の実現に向けて、意識づくりや子育て環境の充実などを進める。
瀬戸町	■男女共同参画 　各種審議会への女性の積極的な登用や、男女が同時に学ぶ講座や研修会などを通じて、女性の能力開発と男女共同参画社会に対する意識啓発を進めます。
三崎町	■男女共同参画社会 　性別役割の分担意識と男女不平等な慣習や慣行を解消し、町民一人ひとりが家庭・地域・職場等、社会のあらゆる分野に参画し、その個性や能力を十分に発揮しながら互いに主体性を持った生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指します。そのために、「男女共同参画社会づくり行動計画」を策定し、男女が対等なパートナーとして社会に貢献できるよう、女性の社会参画機会や学習機会の拡充、男女が共に働きやすい環境の整備に努めます。

③交流・地域づくり

伊方町	■地域間交流・国際交流（基本計画より） 　北海道泊村などの全国の電源立地地域市町村との交流や姉妹都市交流、そして、今後とも国際交流を推進するため、米国レッドウィング市など海外都市との文化および人的交流を進める。
瀬戸町	■地域間交流 　本町の持つ豊かな自然資源や人的資源を生かし、観光産業と連動した地域間交流を進めます。 ■国際交流 　現在の中学生海外ホームステイ事業や日韓交流事業をはじめとする活発な相互交流を進めます。また、交流基盤整備として、町民が主体となった国際交流協会の設立について検討を進めます。 ■住民参加 　積極的な広報･公聴活動を通じて町民の一体感を醸成しながら､個々の持つ多彩な能力や発想を活用して地域づくりに参画できる仕掛けづくりを進めます。
三崎町	■地域間交流 　地域間交流においては、教育・文化・スポーツ・ボランティア等の幅広い分野での交流事業の充実に努めると共に、観光事業との積極的な展開を図りながら、地域間交流のネットワーク化を推進します。 ■地域コミュニティ 　自治意識の高揚と地域連携の強化を図るため、コミュニティ活動の拠点である施設の整備充実に努めると共に、地域リーダーの発掘・養成を行い、創意と工夫による個性ある自主的な地域づくりを促進し、各種コミュニティ活動の活性化を図ります。また、それらの活動が町民の郷土愛を高揚させ、町民の自主的・主体的な参画につながるよう、心と自治を育み、うるおいあるコミュニティの形成に努めます。

第5章　人口の見通し

1　国

現在は増加している国の総人口は、平成18年をピークに減少に転ずると予測されています。そして、平成26年には戦後生まれの人口規模の大きな世代が高齢期に達し、国民の4人に1人が65歳以上となる超高齢社会を迎えると考えられています。

【国の人口推計】（国立社会保障・人口問題研究所／平成 14 年 1 月中位推計）

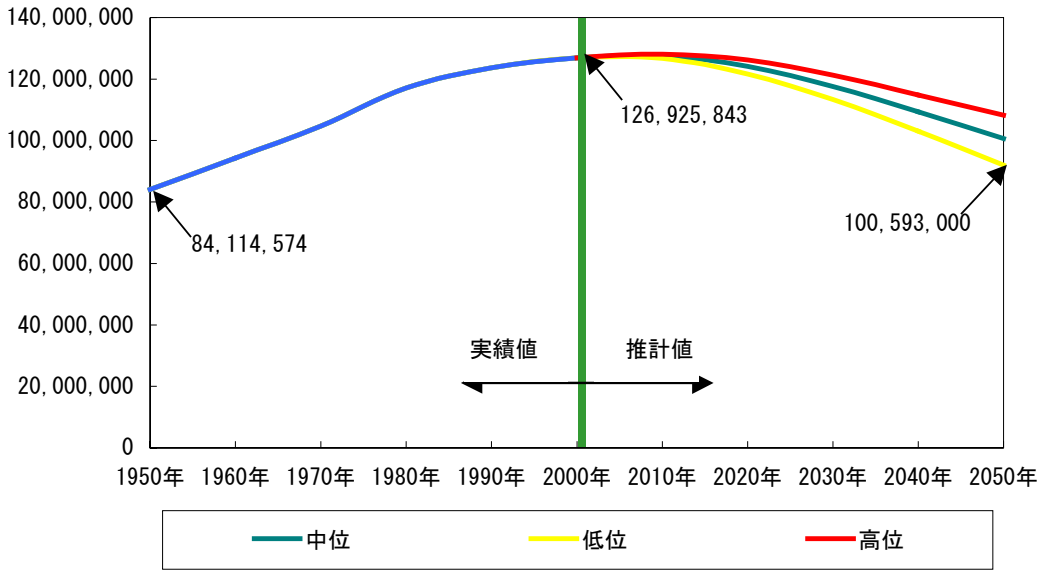

2　愛媛県

愛媛県の総人口は、1985年（昭和60年）の約153万人をピークにすでに減少傾向にあります。この10年間で、愛媛県の総人口は、約2万3千人、率では1.5%減少しました（同期間に、全国は3.7%増加）。

今後は、出生率の低下により、自然増減も減少（出生＜死亡）に転じることが避けられない状況にあることから、2010年（平成22年）の県の推計総人口は、現在よりも約7万人減少し、143万人程度となります。

【県の人口推計】（第五次愛媛県長期計画）

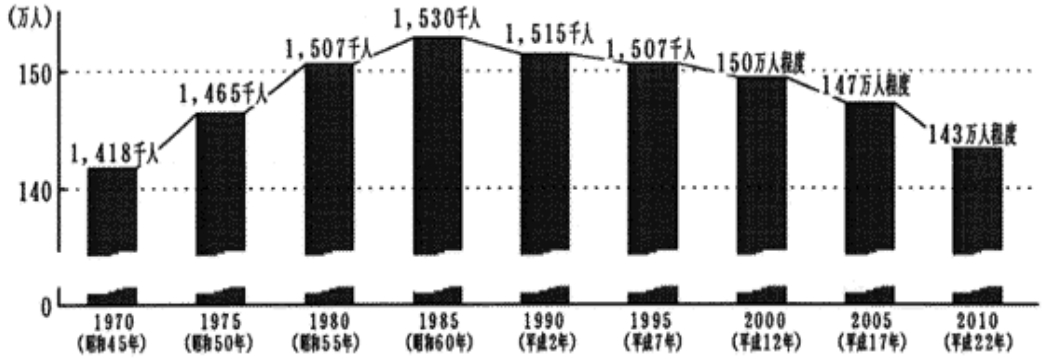

3　本地域

平成7年と12年の国勢調査（年齢別・性別人数）を基礎データに推計した場合、本地域の総人口は年々減少し、30年後は6,000人程度となることが予測されます。

すべての年代で減少しますが、中でも生産年齢人口の減少の影響が大きく、親となる世代の人口減少に伴い、子ども（年少人口）の減少も一段と進みます。一方、高齢人口は減少するものの、他の世代の減少がそれ以上に大きいことから高齢化率は上昇し続けます。そして、20年後は生産年齢人口を上回るものと予測されます。

この数値は、あくまでもこれまでの人口推移を基礎とした推計です。ただし、国の総人口も減少に転じること、愛媛県でも人口減少が進むことを考え合わせた場合、大規模な開発などによる人口増加要因がみられない本地域では、この地域の実情を前提に、新町の将来像を検討することが必要です。

【人口推計】（国立人口問題研究所／小地域簡易将来推計システムで算出）

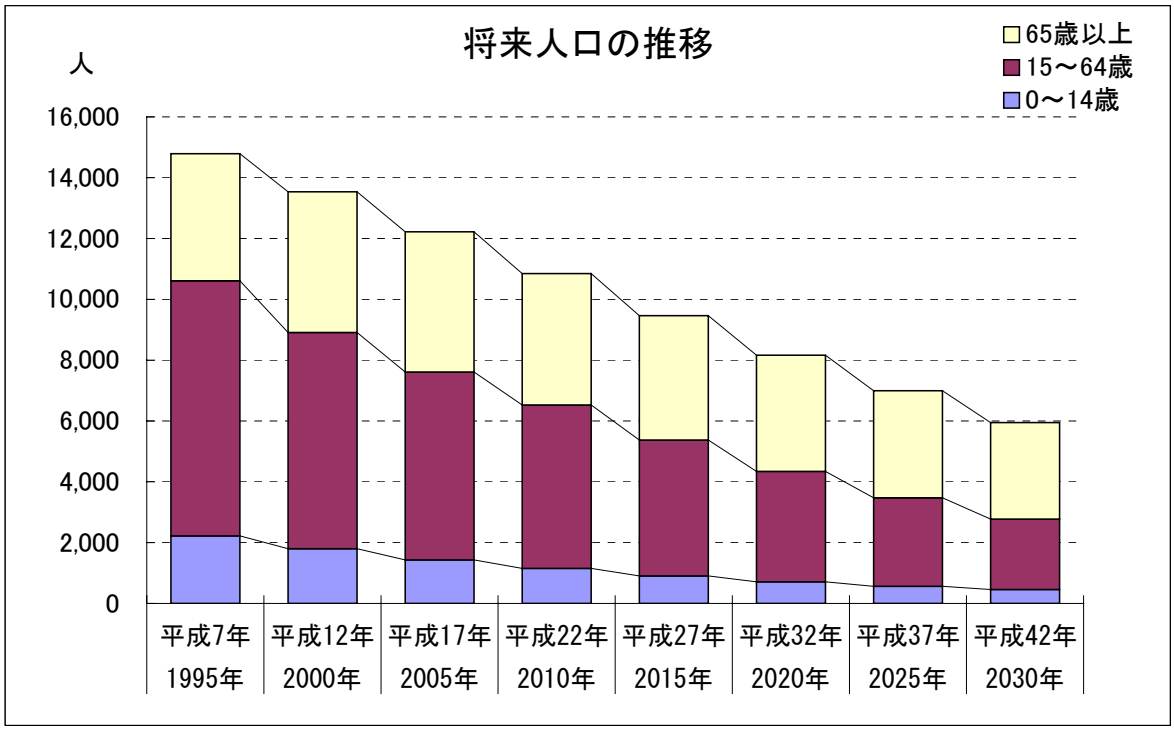

	国勢調査人口		将来推計人口					
	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年
0～14歳	2,216 15.0%	1,798 13.3%	1,434 11.7%	1,149 10.6%	904 9.6%	708 8.7%	564 8.1%	451 7.6%
15～64歳	8,390 56.7%	7,110 52.5%	6,175 50.5%	5,377 49.6%	4,472 47.3%	3,633 44.5%	2,905 41.6%	2,320 39.0%
65歳以上	4,181 28.3%	4,628 34.2%	4,611 37.7%	4,320 39.8%	4,086 43.2%	3,817 46.8%	3,521 50.4%	3,173 53.4%
総数	14,787 100.0%	13,536 100.0%	12,220 100.0%	10,846 100.0%	9,462 100.0%	8,158 100.0%	6,990 100.0%	5,944 100.0%

上段：人数、下段：構成割合

第6章　町民意識

新町建設計画策定にあたっては、「新しいまちづくりに関する町民意向調査」（以下、アンケート調査）を3町で実施し、3町の魅力、新しいまちづくりへの要望、新町建設への意見などをうかがいました。

ここでは、その調査結果から町民の意識・意向をまとめます。

（1）回答者の傾向

回答者の地域区分をみると、配布数に対する回答率に多少の差があるものの、地域ごとの世帯構成比率に応じる割合となっています。（下表参照）

また、回答者の性別をみると男性が多くなっています。実際は、3町全体の18歳以上人口は女性が若干多い状況ですが、この要因として、世帯あてに送付したために、世帯主となっている男性が多く回答したものと考えられます。これは、50代以上の各年代の割合が実際の年代別人口割合を上回っていることからも推測できます。

居住年数は20年以上、職業は自営農業、会社員・団体職員・公務員、無職が多いことも、回答者の属性と産業構造から考えると、実際との大きな差はないものと考えられます。

50代以上の男性の意見が若干強く反映される傾向にはあるものの、地域区分を含めて現状と大きな差はない、つまり、本調査結果は、住民の意向をおおむね反映していると考えることができます。

【参考】

区　　分		配布数に対する回答率	参　　考	
			世帯数	構成比
伊方町	伊方地域	36.3%	1,792	33.0%
	町見地域	41.2%	764	14.1%
瀬戸町	三机地域	40.7%	656	12.1%
	四ツ浜地域	45.2%	460	8.5%
三崎町	三崎地域	27.1%	1,198	22.1%
	神松名地域	30.6%	558	10.2%
合　　計		37.2%	5,428	100.0%

注：但し、各町配布数に対する回答率は、不明分は算入していない。

（２）情報機器等の浸透度

コンピュータは全体の3割が所有しています。伊方地域（36%）や神松名地域（30%）で3割を超え、他の地域より高い所有率となっています。年齢別では10代・20代は6.5割、30代・40代は5.5割、50代は4.5割、60代は2割、70代は0.5割と、年齢が上がるにしたがって所有率は下がります。

インターネットは全体の2割が利用しています。年齢別では30代の5割が最も高く、10代・20代、40代は4割、50代は2.5割、60代は1割の利用となっています。

若年層ほどコンピュータやインターネットを利用している傾向はみられます。しかし、1世帯に1台というほどは普及していません。特に高齢者にとっては、まだなじみが薄いことがうかがえます。

今後の情報化社会への対応策や幅広いメディアの活用などは、こうした実情を踏まえた取り組みが求められます。

【クロス分析】

		全体	問1(6) コンピューター保有状況		
			持っている	持っていない	不明
合計		2021 100.0	580 28.7	1371 67.8	70 3.5
地域別	伊方地域（伊方町）	650 100.0	234 36.0	410 63.1	6 0.9
	町見地域（伊方町）	315 100.0	79 25.1	234 74.3	2 0.6
	三机地域（瀬戸町）	267 100.0	69 25.8	192 71.9	6 2.2
	四ツ浜地域（瀬戸町）	208 100.0	51 24.5	156 75.0	1 0.5
	三崎地域（三崎町）	325 100.0	92 28.3	232 71.4	1 0.3
	神松名地域（三崎町）	171 100.0	52 30.4	115 67.3	4 2.3
年齢別	10・20代	76 100.0	50 65.8	26 34.2	0 0.0
	30代	166 100.0	97 58.4	68 41.0	1 0.6
	40代	272 100.0	152 55.9	120 44.1	0 0.0
	50代	388 100.0	171 44.1	217 55.9	0 0.0
	60代	440 100.0	75 17.0	357 81.1	8 1.8
	70歳以上	627 100.0	33 5.3	579 92.3	15 2.4

		全体	問1(7) インターネット利用状況		
			利用している	利用していない	不明
合計		2021 100.0	371 18.4	1547 76.5	103 5.1
年齢別	10・20代	76 100.0	28 36.8	48 63.2	0 0.0
	30代	166 100.0	88 53.0	77 46.4	1 0.6
	40代	272 100.0	104 38.2	167 61.4	1 0.4
	50代	388 100.0	95 24.5	291 75.0	2 0.5
	60代	440 100.0	38 8.6	391 88.9	11 2.5
	70歳以上	627 100.0	17 2.7	568 90.6	42 6.7

（３）住まいの町に対する満足度

『満足度が高い』（満足＋やや満足）項目をみると、1位「①自然環境の豊かさ」5割、2位「⑧水道の整備状況」4割、3位「⑥ごみの収集・処理の状況」3割です。一方、『満足度が低い』（やや不満＋不満）項目として、「⑰働きがいのある職場」、「⑱日常の買物の便利さ」、「⑭男女平等意識や女性の社会参画」などを挙げています。

地域別にみても、『満足度が高い』あるいは『満足度が低い』項目は、6地域ともほぼ共通しています。しかし、その満足度のポイントに地域格差があり、特に「⑮保健・医療サービスや施設整備」では、三机地域の満足度が群を抜いて高くなっています。また、合併意識別にみると、すべての項目において「合併肯定派」の満足度が高く、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『満足度』が低くなっていきます。

満足度の割合をみると、地域ごとの特色がでてくるようです。また、全般的に町の環境に満足している傾向が高い方が、合併にも肯定的であることがうかがえます。

合併後のまちづくりは、全域的に『満足度が高い』項目をさらに充実していくと同時に、『満足度が低い』項目を着実に改善していくことが求められます。それは、自然環境を大切にする資源循環型の生活スタイルを基本にして、まちづくりの各分野で環境の向上や施策の充実に取り組むことです。その上で、各地域の特性を生かすような地域づくりが必要といえます。

【クロス分析】

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
問2① 自然環境の豊かさ	四ツ浜地域	三崎地域	三机地域	伊方地域	神松名地域	町見地域
	59.1	58.5	54.7	49.7	49.1	48.6
問2⑧ 水道の整備状況	三机地域	町見地域	四ツ浜地域	三崎地域	伊方地域	神松名地域
	50.2	49.5	44.7	42.2	41.5	36.8
問2⑥ ごみの収集・処理の状況	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
	39.4	38.7	38.6	29.8	23.1	22.8
問2⑤ 騒音・振動・悪臭等の環境	三机地域	四ツ浜地域	神松名地域	三崎地域	町見地域	伊方地域
	40.4	38.9	35.7	33.5	32.7	27.2
問2⑲ 人情味や地域の連帯感	伊方地域	四ツ浜地域	町見地域	三崎地域	三机地域	神松名地域
	32.9	29.8	29.5	28.6	28.5	25.1
問2⑮ 保健･医療サービスや施設整備	三机地域	町見地域	四ツ浜地域	伊方地域	三崎地域	神松名地域
	43.4	28.9	26.4	26.3	11.4	10.5
問2⑯ 福祉サービスや施設整備の状況	三机地域	伊方地域	町見地域	四ツ浜地域	神松名地域	三崎地域
	31.5	31.1	29.8	24.0	8.2	8.0
問2② 火災や災害からの安全性	四ツ浜地域	伊方地域	町見地域	三崎地域	三机地域	神松名地域
	26.0	24.6	24.4	24.0	22.8	17.5
問2③ 道路の整備状況	三机地域	伊方地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域	町見地域
	27.0	24.5	19.2	18.8	18.1	14.6
問2⑩ スポーツ活動や施設整備の状況	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
	28.5	21.0	19.9	13.9	12.0	10.5
問2⑳ 行政情報や行事情報の提供状況	町見地域	伊方地域	四ツ浜地域	三机地域	三崎地域	神松名地域
	26.0	23.8	19.7	18.7	9.2	8.8
問2⑦ 下水・排水の処理状況	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	神松名地域	伊方地域	三崎地域
	24.1	22.1	20.2	19.3	14.3	14.2
問2⑫ 子どもの教育環境	町見地域	伊方地域	四ツ浜地域	三机地域	三崎地域	神松名地域
	23.8	19.1	16.3	15.4	13.8	12.9
問2⑨ 公園・緑地・広場の整備状況	神松名地域	伊方地域	三机地域	町見地域	四ツ浜地域	三崎地域
	19.9	18.3	16.9	16.8	12.0	7.1
問2⑪ 生涯学習活動、芸術・文化活動	伊方地域	町見地域	四ツ浜地域	神松名地域	三机地域	三崎地域
	14.9	13.7	12.5	10.5	10.5	8.0
問2⑬ 国内外との交流活動	伊方地域	町見地域	四ツ浜地域	三机地域	神松名地域	三崎地域
	20.8	14.3	7.2	6.7	4.1	2.2
問2④ 交通機関の便利さ	三崎地域	伊方地域	三机地域	町見地域	神松名地域	四ツ浜地域
	12.9	11.7	11.2	6.7	6.4	6.3
問2⑭ 男女平等意識や女性の社会参画	町見地域	伊方地域	四ツ浜地域	三机地域	三崎地域	神松名地域
	11.7	10.5	9.6	7.5	6.5	5.8
問2⑱ 日常の買物の便利さ	三崎地域	神松名地域	町見地域	伊方地域	三机地域	四ツ浜地域
	11.4	10.5	9.5	8.8	8.2	3.8
問2⑰ 働きがいのある職場	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
	10.5	7.0	6.7	5.3	4.6	2.9

※「網掛け」は1位の満足度との差が5ポイント以上ある地域

【合併意識別】

	合併肯定派	合併慎重派	合併心配派
問2① 自然環境の豊かさ	68.0	51.4	46.7
問2⑧ 水道の整備状況	53.3	42.9	38.7
問2⑥ ごみの収集・処理の状況	44.5	32.9	28.3
問2⑤ 騒音・振動・悪臭等の環境	43.0	32.1	27.0
問2⑲ 人情味や地域の連帯感	39.7	30.4	22.2
問2⑮ 保健･医療サービスや施設整備	30.9	25.7	19.7
問2⑯ 福祉サービスや施設整備の状況	28.7	25.0	19.2
問2② 火災や災害からの安全性	30.5	23.9	19.2
問2③ 道路の整備状況	32.0	20.5	15.1
問2⑩ スポーツ活動や施設整備の状況	26.8	20.2	15.1
問2⑳ 行政情報や行事情報の提供状況	31.6	17.6	14.5
問2⑦ 下水・排水の処理状況	25.4	16.6	15.6
問2⑫ 子どもの教育環境	20.6	18.0	13.4
問2⑨ 公園・緑地・広場の整備状況	19.5	14.6	13.8
問2⑪ 生涯学習活動、芸術・文化活動	16.2	12.2	9.3
問2⑬ 国内外との交流活動	13.6	12.5	8.4
問2④ 交通機関の便利さ	15.1	9.7	6.9
問2⑭ 男女平等意識や女性の社会参画	10.3	9.3	7.3
問2⑱ 日常の買物の便利さ	11.4	8.1	7.8
問2⑰ 働きがいのある職場	12.5	7.0	4.8

※「網掛け」は各地域で40%以上の項目

【分析軸の説明】

問7の4つのカテゴリを、合併意識別に「合併肯定派、合併慎重派、合併心配派」の3つに分類し、クロス集計を行いました。

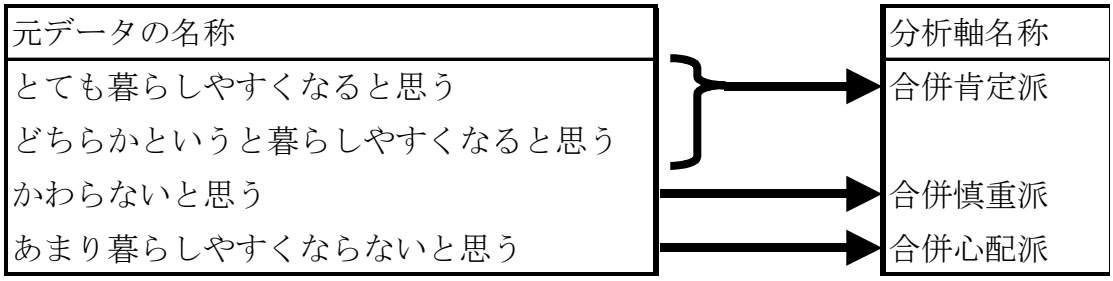

（4）合併に対する意識

合併に対する住民の意識をみると、「かわらないと思う」（合併慎重派）が圧倒的に高いことがわかります。

地域別にみると、合併肯定派（「とても暮らしやすくなると思う」と「どちらかというと暮らしやすくなると思う」をあわせた割合）は、伊方地域（1割）、町見地域（1割）、三机地域（2割）、四ツ浜地域（2割）、三崎地域（1.5割）、神松名地域（1割）となり、3町の中では瀬戸町（三机地域、四ツ浜地域）の割合が高くなっています。

年齢別にみると、10～30代といった若年層は「どちらかというと暮らしやすくなると思う」（合併肯定派）の割合が他の年代に比べて高い一方、60代以上の高齢層は「あまり暮らしやすくならないと思う」（合併心配派）の割合が他の年代に比べて高いことがわかります。

町民は、全体的には合併によるまちの活性化に対しては慎重になっており、それほど期待していないともいえます。中でも、3町に長年住んでいる高齢層は、合併に対して懐疑的であることがわかります。一方、若年層は大きくはないがそれなりに期待していることもうかがえます。

新町のまちづくりについては、こうした住民意識を前提に、合併によるまちの活性化や住民サービスの向上などを、目に見える形で着実に実施していくことが大切となります。しかし、もう一方では、現在住んでいる住民のみならず、長期的な展望に立った施策の推進も必要となります。

【クロス分析】

		全体	問7　３町合併による効果				
			とても暮らしやすくなると思う	どちらかというと暮らしやすくなると思う	かわらないと思う	あまり暮らしやすくならないと思う	不明
合計		2021	28	244	1190	463	96
		100.0	1.4	12.1	58.9	22.9	4.8
地域別	伊方地域（伊方町）	650	13	57	429	133	18
		100.0	2.0	8.8	66.0	20.5	2.8
	町見地域（伊方町）	315	1	32	192	78	12
		100.0	0.3	10.2	61.0	24.8	3.8
	三机地域（瀬戸町）	267	4	46	143	64	10
		100.0	1.5	17.2	53.6	24.0	3.7
	四ツ浜地域（瀬戸町）	208	1	43	108	45	11
		100.0	0.5	20.7	51.9	21.6	5.3
	三崎地域（三崎町）	325	6	42	191	75	11
		100.0	1.8	12.9	58.8	23.1	3.4
	神松名地域（三崎町）	171	0	13	95	52	11
		100.0	0.0	7.6	55.6	30.4	6.4
年齢別	10・20代	76	1	14	50	11	0
		100.0	1.3	18.4	65.8	14.5	0.0
	30代	166	3	30	107	25	1
		100.0	1.8	18.1	64.5	15.1	0.6
	40代	272	9	30	170	61	2
		100.0	3.3	11.0	62.5	22.4	0.7
	50代	388	4	39	259	76	10
		100.0	1.0	10.1	66.8	19.6	2.6
	60代	440	3	54	246	123	14
		100.0	0.7	12.3	55.9	28.0	3.2
	70歳以上	627	8	73	343	155	48
		100.0	1.3	11.6	54.7	24.7	7.7

（5）新たなまちづくりの優先施策

『優先度が高い』（1位＋2位）分野をみると、1位「③健康・福祉を重視するまちづくり」5割超、2位「②産業振興を重視するまちづくり」5割です。ただし、第1位だけみると、「②産業振興」の3割が最も高くなっています。

一方、『優先度が低い』（4位＋5位）分野は、「⑤住民自治を重視するまちづくり」、「④教育・文化を重視するまちづくり」です。

地域別にみても、「③健康・福祉」と「②産業振興」の『優先度』が高くなっています。ただし、三崎地域では「③健康・福祉」と「②産業振興」の差が大きくなっています。

合併意識別にみると、いずれも「③健康・福祉」が最も高くなっていますが、中でも「合併心配派」「合併慎重派」の割合が「合併肯定派」と比べて高くなっています。また、「合併肯定派」は「②産業振興」よりも「①自然環境を重視するまちづくり」の割合が高くなっています。

町民は、「③健康・福祉」と「②産業振興」といった、生活の質の向上に資する施策を重視した、まちづくりを望んでいることがわかります。同時に、自然環境も大切にすることも求められていると考えられます。

『合併心配派』の「③健康・福祉」割合が最も高いことは、「最も優先して欲しい。→しかし、あまり期待できない。→従って、合併しても暮らしやすくはならない」という考えが推測されます。しかしながら、それを逆に考えれば、「③健康・福祉」の充実を最も望んでいると捉えることもできます。

一方、これからの福祉分野は“地域で支えあう力”が最も必要とされる分野であり、「⑤住民自治」の推進を抜きにして、福祉分野の充実は望めません。また、福祉に限らず、これからのまちづくりに最も大切な住民自治意識の醸成・向上、住民・地域・行政などとの“協働”によるまちづくりも重要となります。

【クロス分析】（地域別／合併意識別）

	伊方町		瀬戸町		三崎町	
	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
問3③ 健康・福祉を重視するまちづくり	55.2	51.4	54.3	51.4	62.8	51.5
問3② 産業振興を重視するまちづくり	49.8	51.4	42.3	52.9	42.8	46.2
問3① 自然環境を重視するまちづくり	40.0	42.5	40.1	39.9	33.8	33.9
問3⑤ 住民自治を重視するまちづくり	16.0	19.7	26.6	20.2	20.0	28.7
問3④ 教育・文化を重視するまちづくり	24.8	20.3	19.1	17.3	20.0	10.5

	合併肯定派	合併慎重派	合併心配派
問3③ 健康・福祉を重視するまちづくり	51.1	56.0	57.7
問3② 産業振興を重視するまちづくり	44.9	49.8	44.5
問3① 自然環境を重視するまちづくり	46.7	40.3	33.0
問3⑤ 住民自治を重視するまちづくり	20.6	18.5	26.1
問3④ 教育・文化を重視するまちづくり	22.8	19.5	21.6

※「1位」＋「2位」をまちづくり推進優先事項として算出

※「網掛け」は50％以上の項目

（6）合併への期待と不安

◇まちづくり分野の期待度

5割以上が『期待している』項目は、「④保健・医療・福祉環境の充実」、「①魅力あるまちづくりへの取り組み」、「⑨行政の効率化や経費の節減」、「③若者の定住化促進」「⑥産業の活性化」です。一方、『期待していない』項目は、「⑦大規模事業などの推進」が最も高くなっています。『どちらともいえない』項目は、「⑤スポーツ・文化・生涯学習活動、住民活動の活性化」、「⑦大規模事業などの推進」が高くなっています。地域別にみても全体傾向と同様です。ただし、同じ町内で比較すると、伊方町では町見地域の「②効果的な事業の実施」、「③若者の定住化促進」の割合が高く、三崎町では神松名地域の「④保健・医療・福祉環境の充実」の割合が高くなっています。また、瀬戸町では四ツ浜地域の「③若者の定住化促進」の割合が若干高くなっています。合併意識別にみると、『合併肯定派』は多くの分野に期待していることがわかります。また、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『期待度』が低くなっていきます。ただし、『合併心配派』でも「④保健・医療・福祉環境の充実」の期待度は5割を超えています。

◇合併への不安感

4割以上が『心配している』項目は、「⑥中心部と周辺地域との格差が生じる」、「④きめ細かな行政サービスが難しくなる」、「⑧住民の意見が行政に反映しにくくなる」です。一方、『心配していない』項目は、「③郷土愛や地元意識が薄れる」が最も高くなっています。

地域別でみると、はっきりとした意識の差がみられます。各地域で最も高い割合は、伊方地域「公共料金など住民負担の増大」、町見地域「中心部と周辺地域との格差」、三机地域「中心部と周辺地域との格差」と「きめ細かな行政サービスが難しくなる」、四ツ浜地域「役場への距離が遠くなり、不便になる」、三崎地域「住民の意見が行政に反映しにくくなる」、神松名地域「中心部と周辺地域との格差」となっています。

合併意識別にみると、『合併心配派』は、ほとんどの分野で心配していることがわかります。また、合併に対して消極的になるに従って、各項目の『心配度』がおおむね高くなっていきます。ただし、『合併肯定派』でも「中心部と周辺地域との格差」、の心配度は4割を超えています。

これらの設問は、合併によるまちづくりに対して、住民が何を期待しているのか、そして、どのようなことを心配しているのかを把握するものです。

期待することとして、「保健福祉」や「産業振興」などを主とした魅力あるまちづくりを望んでいます。これは、（5）「まちづくりの優先施策」の結果とも合致します。

一方、心配している点は、「中心部と周辺地域との格差拡大」や「きめ細かな行政サービス」などを挙げています。住民にとっては合併によって組織的にも、面積的にも大きくなることによって、細部まで目が行き届かなくなるという不安感、中心部だけ発展して周辺地域は過疎化が進むという不安感が大きいことがわかります。特に、伊方地域以外の地域にその意識が強くなっています。

この期待と不安の結果、さらには、「大規模事業」はそれほど期待していないことなども考え合わせると、不安を払拭する施策推進はもちろんのこと、各地域との協議などを十分かつ日常的に行いながら、精神的にも経済的にも安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていくことが必要であると考えます。また、地域性を考慮した施策の展開も必要でしょう。

【クロス分析】（地域別／合併意識別）

◇合併後の期待事項

	伊方町		瀬戸町		三崎町	
	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
問4④ 保健・医療・福祉環境の充実	60.6	59.7	65.5	64.9	62.8	68.4
問4① 魅力あるまちづくりへの取り組み	60.9	63.2	62.2	65.4	63.1	63.7
問4⑨ 行政の効率化や経費の節減	58.2	59.0	53.9	54.8	55.7	59.1
問4③ 若者の定住化促進	53.8	60.3	57.7	62.0	53.5	49.7
問4⑥ 産業の活性化	55.2	52.7	55.8	53.4	52.9	55.6
問4② 効果的な事業の実施	44.5	50.8	49.4	49.0	44.3	46.8
問4⑧ 町民に開かれた行政運営の推進	46.3	48.3	46.1	42.8	44.0	46.8
問4⑤ ｽﾎﾟｰﾂ･文化･生涯学習活動の活性化	39.8	38.7	39.3	35.6	32.3	31.0
問4⑦ 大規模事業などの推進	26.6	27.3	30.7	28.8	28.9	31.6

	合併肯定派	合併慎重派	合併心配派
問4④ 保健・医療・福祉環境の充実	76.5	63.1	55.7
問4① 魅力あるまちづくりへの取り組み	79.8	63.3	49.5
問4⑨ 行政の効率化や経費の節減	71.7	57.6	48.6
問4③ 若者の定住化促進	70.2	56.3	46.9
問4⑥ 産業の活性化	70.6	54.5	45.4
問4② 効果的な事業の実施	64.0	46.4	38.4
問4⑧ 町民に開かれた行政運営の推進	61.8	45.4	36.9
問4⑤ ｽﾎﾟｰﾂ･文化･生涯学習活動の活性化	58.1	36.1	27.6
問4⑦ 大規模事業などの推進	48.2	26.6	21.2

※「網掛け」は50％以上の項目

◇合併後の心配点

	伊方町		瀬戸町		三崎町	
	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
問6⑥ 中心部と周辺地域との格差が生じる	37.2	53.3	54.7	51.9	52.9	58.5
問6④ きめ細かな行政サービスが難しくなる	43.5	43.8	54.7	51.4	50.5	55.6
問6⑧ 住民の意見が行政に反映しにくくなる	36.0	39.7	49.1	49.0	56.0	48.5
問6⑤ 公共料金など、住民負担が増大する	47.1	42.5	34.5	34.6	36.9	32.7
問6⑦ 役場への距離が遠くなり、不便になる	19.4	34.6	51.7	61.5	53.8	54.4
問6② 公共投資の分散で効果的な事業ができなくなる	30.2	29.5	27.0	29.3	36.0	36.8
問6① 伝統や文化など、地域の個性や特徴が失われる	22.3	19.7	25.5	21.6	29.8	24.0
問6③ 郷土愛や地元意識が薄れる	19.7	17.5	16.5	16.3	22.8	24.0

	合併肯定派	合併慎重派	合併心配派
問6⑥ 中心部と周辺地域との格差が生じる	40.4	46.3	63.3
問6④ きめ細かな行政サービスが難しくなる	34.9	46.1	66.7
問6⑧ 住民の意見が行政に反映しにくくなる	39.3	40.3	63.1
問6⑤ 公共料金など、住民負担が増大する	26.8	38.6	56.4
問6⑦ 役場への距離が遠くなり、不便になる	37.1	37.4	51.8
問6② 公共投資の分散で効果的な事業ができなくなる	23.5	27.3	47.5
問6① 伝統や文化など、地域の個性や特徴が失われる	22.4	20.9	35.2
問6③ 郷土愛や地元意識が薄れる	15.4	17.1	30.7

※「網掛け」は50％以上の項目

（７）地域づくりへの参加意欲

いずれの項目も、「どちらともいえない」の割合が4～5割と最も高くなっています。すべての項目の「参加していきたい」が2～3割で、「参加したくない」の割合をいずれも上回っています。中では「①行政運営に関すること」への参加意欲が最も低くなっています。

地域別に「参加していきたい」割合をみても全体傾向と同様です。ただし、四ツ浜地域では「②地域づくり活動に関すること」への参加意向が最も高くなっています。

合併意識別にみると、『合併肯定派』は地域づくりなどへの参加意欲がいずれも5割と高くなっています。また、合併に対して消極的になるに従って参加意欲が低くなっていきます。

調査結果からは、地域づくりなどに積極的に参加していこうという意識の方が、合併に対して肯定的であることがわかります。

（５）の考察でも述べたように、これからはまちづくりに最も大切な住民自治の意識を醸成していかなければなりません。地域ごとの住民意識に差がみられることから、地域の実情を踏まえながら、少しずつでも住民自治意識が広がるよう、地域と一緒になって取り組んでいく必要があります。

【クロス分析】（地域別／合併意識別）

	伊方町		瀬戸町		三崎町	
	伊方地域	町見地域	三机地域	四ツ浜地域	三崎地域	神松名地域
問5③ ボランティア活動に関すること	37.5	36.2	31.5	30.3	33.5	32.7
問5② 地域づくり活動に関すること	36.9	34.3	31.8	37.5	32.9	28.7
問5① 行政運営に関すること	20.9	24.1	18.4	22.1	20.3	19.3

	合併肯定派	合併慎重派	合併心配派
問5③ ボランティア活動に関すること	50.4	34.2	29.4
問5② 地域づくり活動に関すること	54.0	33.7	28.1
問5① 行政運営に関すること	43.0	18.1	18.4

第7章　合併の意義

第1節　合併の一般的効果

市町村合併の一般的な効果についてまとめます。

（1）新しいまちづくりの実現

○広域的視点から重点的、効率的な投資が可能となる。

○公共施設の一体的かつ効率的な整備や他の施設への転換が可能となる。

○重複投資が避けられ、従来に比べて大規模で質の高い施設整備ができる。

○道路、公園、公共下水道など、生活基盤の整備が計画的に実施できる。

○文化施設やスポーツ施設などの公共施設の相互利用が可能となる。

（2）行政サービスの向上・町民負担の軽減

○多様化、高度化する行政需要に一層対応した行政サービスの提供が可能となる。

○高齢化が急速に進行する中、多様化する高齢者福祉施策の充実が図られる。

○行政組織の見直しや充実により、サービスの一元化が図られる。

○窓口サービスが多くの場所で利用可能となる。

○地域情報化により、行政への町民参加が図られる。

○行財政運営の効率化・合理化により生じる財源等で、町民負担の軽減が図られる。

（３）行財政基盤の強化

○財政規模が大きくなり、財政基盤の安定が図られる。

○特別職や議員数の減少、職員の適正配置により人件費の削減が図られる。

○間接的経費である議会費や総務費などは、経費の縮減が図られる。

○広域的な公共事業が可能となり、計画的かつ効率的な投資ができる。

○専門スタッフの養成が容易となり、高度化する行政サービスへの対応が図られる。

○企画力や政策立案能力の形成など、自治体の経営能力を向上させることができる。

○職員間の意識の向上、研修の円滑な実施などにより職員のレベルアップが図られる。

第2節　本地域における合併の意義・効果

市町村合併の一般的な効果を踏まえて、伊方町・瀬戸町・三崎町3町の合併の意義・効果についてまとめます。

（1）“新しいまちづくり”のチャンス

3町の将来人口は、30年後に現在のおおよそ半分になると予測されています。また、子育て世代の減少に伴う少子化と、若年層の転出に伴う人口の高齢化は国よりも速く進んでおり、20年後には高齢人口が生産年齢人口を上回るという、高齢者中心の社会になると予測されています。

このような、これまでに経験したことのない社会を迎えるにあたっては、住民・地域・行政が一体となり、地域の実情に適した将来にわたって持続可能な“新しいまちづくり”の目標を定める必要があり、今こそ、その絶好の機会といえます。

（2）時代潮流に適合した地域イメージの確立

成熟社会といわれるこれからの時代においては、人口規模や経済力といった総量的な拡大よりも、まちの個性や魅力を磨き、文化性や快適性なども含めた“豊かさ”という質的な面を向上させることが特に重要になっています。また、地域間競争の時代に突入している今日だからこそ、“個の豊かさ”を感じさせる地域イメージがより重要となっています。

本地域は、“日本一”の佐田岬半島という個性を有しており、また、年間を通じた温暖な気候、日本を代表する農産物と水産物、風光明媚な景観、多様なレクリエーション資源、世界を代表する人物の故郷など、数多くの個性が存在しています。

時代が求める心の豊かさを実感できる環境と、独自の地域イメージを創造していくためには、これら3町の持つ魅力的かつ多様な資源を生かしながら、3町が一体となって、より広域的かつ密接に連携して、“新しいまちづくり”に取り組むことが最も効果的であると考えられます。

（３）高い地域ポテンシャルの活用

本地域は、九州と四国をつなぐ玄関口として重要な役割を担っています。また、町民の満足度が最も高い自然環境をはじめ、豊かな農産物・水産物、高度な情報基盤、多様なエネルギー資源など、ひとつひとつの“地域ポテンシャル（潜在能力＝発展の可能性）”は高いといえるでしょう。

より広い視点に立ち、この地域ポテンシャルを生かす政策や重点的・効果的な財政投資による地域ポテンシャルの倍増など、3町の合併効果を発揮することで、2世代、3世代先に、四国の中で独自の個性を持った“キラリと光る　まち”とすることも十分に可能です。

（４）3町の目指すまちづくりのスピードアップ

3町の合併は、まちづくりにとって数々のメリットがあります。

第１に、共通の将来像を志す3町では、合併効果によってこれまでのまちづくりを一層加速させることができます。

第２に、解決すべき課題は同じ産業振興において、農業、水産業、観光、商業において、より密接な連携と支援が図られること、また、合併というスケールメリットを生かした地域密着型ビジネスなどの新たな起業、多様な観光資源を生かす新しい魅力づくりなど、新たな展開の可能性もでてきます。それによって、町民が身近に合併によるまちの活性化を感じることでしょう。

第３に、町民の最も強い願いである保健福祉分野について、専門性の向上や保健・医療・福祉の連携強化、施設の広域利用や地域医療体制の強化など、暮らしやすさの向上が図られることでしょう。また、より質の高い施設整備が可能となります。

第４に、教育・文化分野について、より広域的に様々な人材を確保できることは、多くの歴史や文化に触れることにつながります。また、子ども達や高齢者がより多くの交流機会を持ち、教育やスポーツにより多くの地域資源を活用することができます。

第５に、基盤整備について、地域活性化のための最重要課題となっている広域幹線道路ネットワーク整備の実現の時期が早まることでしょう。また、3町に既に整備されている情報基盤（八西ＣＡＴＶ）を活用した、医療、福祉、教育分野などにおける住民のＱＯＬ（生活の質）の向上が進むことが大いに期待されます。

第６に、町民が大切にしている自然環境保全をはじめとする生活環境分野

は、合併を契機にした広域的・一体的な取り組みのもと、佐田岬全体の環境保全が図られることになります。住民参加についても、合併を契機に“協働”や“住民自治”の気運が高まることが期待されます。

（5）地域の発展を支える行財政運営の強化

人口減少傾向が持続すると予想されています。生産年齢人口の減少は、町民税や地域の消費量の減少等が危惧され、財政的にも地域経済的にも活力低下の要因ともなります。年少人口の減少は、次代を担う人材という点で、まちづくりの根幹に関わることとなります。また、高齢化率の上昇は、福祉や医療面での行政課題を増大させることとなります。そして、総人口の減少は地域の過疎化を進め、まちの活性化に大きな影響を与えることになります。

こうした影響が考えられるまちの将来を勘案した場合、定住促進による人口減少の抑制とともに、地域の活性化に取り組むことが求められています。

一方、地方分権の進展や行政需要の多様化と高度化など、行政の能力や体力の違いが住民サービスや地域の活性化に大きく影響する時代になりました。そのため、政策立案能力の向上や専門的人材の育成など、行政体制を強化することが必要になっています。

また、独自の施策を展開するための財政基盤強化が不可欠になり、そのために行財政運営の合理化・効率化を図りながら、同時に効果的な財政投資を行い、新しい産業の振興による財政の安定性の確保や個人所得の拡大に努めることが望まれています。

これからの地域の発展とそれを推進する自治体の新しい役割を考えた場合、3町の職員が結集し、本地域にふさわしい効率的・専門的な組織を構築し、重点的な財政投資を行うことが求められます。そのためには、3町がひとつの町として取り組んでいくことが最も効果的・効率的であると考えられます。

第3節　合併で懸念される事項への対応

市町村合併の際に一般的に指摘されているいくつかの懸念事項について、どのような対応が考えられるかを整理します。

①合併しても中心部だけ良くなり、周辺部が取り残される。

3町の場合、公民館や集会所などを拠点とした地域自治が活発に行われています。また、3町という比較的小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこともメリットとなります。

しかし、アンケート結果では、中心部と周辺部の格差を心配する意見が多かったことから、新町のまちづくりでは、このような懸念がでてこないよう、地域活動を中心としたまちづくりを一層推進するとともに、必要な公共施設についても、まちづくりの長期的な視点から適正な配置を検討することが必要となります。

②議員数の減少によって、住民の意見が反映されにくくなる。

合併特例法では地域の意向が新しいまちづくりに反映できるよう、合併前の町単位ごとに「地域審議会」を設置することができるようになっています。また、平成15年4月の地方税制調査会の中間報告では新たに「地域自治組織」の設置が提言されています。

しかし、3町ともこれまで各地域との連携は様々な形で行われており、それらを基礎として、町民や地域の声に耳を傾けることは、新町でも変わらずに行っていくことを考えています。「地域審議会」設置もその有効性を含めて十分に検討しています。

そして、これからは、町民が主役となるまちづくりを一層進めていくことが、大切であると考えています。

③合併後の役場は一つになることから、役場が遠くなり、不便になる。

合併後もそれまでの役場は、支所や出張所として通常使われ、窓口サービスは今までと変わりなく受けることが可能です。また、将来的には情報基盤を整備することで、コンピュータなどによる申請や証明書等を発行するシステムを導入することにより、地理的な距離という問題が解消されると考えられます。

3町という小規模の合併ゆえに、地理的に広範囲にならないこと、3町を結ぶ幹線道路がおおむね整備されていることもメリットとなります。

さらに、現在の庁舎に本庁と総合支所という機能を持たせることで、町民サービスを低下することなく対応することが十分に可能と考えています。

④中長期的に職員数が削減されることにより、行政サービスの低下につながる。

3町の職員数は、合わせて300人程度です。合併によって中長期的には適正な規模に削減していくため、上記のような懸念が生じると考えますが、削減は各種施策の展開や職員構成のバランス等を勘案しながら計画的に行います。

また、合併して現在のサービスを低下させないよう、総合支所の機能について十分な検討を行っています。また、専門職の養成とともに、総合的な能力を備えた住民に身近な職員の養成を行うことで、高度化・多様化する町民ニーズに十分に対応できると考えています。

ただし、これからは、町民と行政の適切な機能分担による“協働のまちづくり”をめざしており、行政の役割もその実現に向けて変革していくことが求められると考えています。

第8章　新町の将来像

1　まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念とは、新町のまちづくりを進めるにあたって基本となる考え方をいいます。

伊方町・瀬戸町・三崎町では、全国の地方都市と同様に、過疎化と同時に少子化・高齢化が急速に進展し、それが地域経済や地域づくりに大きく影響しています。その中で3町の町民は、“豊かな自然環境に囲まれ、働きながら安心して暮らしていきたい”と願っています。

こうした情勢の中、伊方町・瀬戸町・三崎町が合併した新町は、3町に共通する地域特性である豊かな自然環境を最大限に活用した産業の振興、次世代の育成、地域の活性化などによる、町民生活の安定と発展に取り組むことが求められます。

しかし、地域づくりやまちづくりは、行政だけで取り組むものではありません。

新町の発展にとって、一人ひとりが“自分の手による自分たちのまちづくり”に取り組むことが最も大切であり、一人ひとりの行動が、市町村合併の目的である“地域特性を生かしたまちづくり（＝地方分権）”を推進する大きな力となります。町民は、一人ひとりが知恵と個性を積極的に発揮すること、地域は、支えあいながら暮らしやすい地域づくりを進めること、行政は、時代の変化に積極的に対応し、機能的かつ効果的な運営を図ることが役割となります。それぞれの役割を果たし、町民・地域・行政が三位一体となって、“自分たちのまちの創造”に向けて努力することが、新町の将来の発展につながると考えます。

こうした考え方を基本（基本理念）に新町のまちづくりを進めます。このことを、次のように表現します。

町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり

２　新町の将来像

まちの将来像とは、まちづくりの基本理念に基づき、「このようなまちをめざす」という、新町のめざす姿となるものです。

まちの将来像を、次のように設定します。

よろこびの風薫るまち　いかた・せと・みさき

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～

※「いかた・せと・みさき」は仮称であり、新町名が決定した後、差し替える。

人口の減少、少子化と高齢化、産業構造の変化に直面する中、3町がひとつの新しいまちとして、町民と地域を守り、21世紀を通じた発展を目指すためには、なによりもまず、まちの暮らしへの満足感と郷土への誇りを一人ひとりが持つことが最も大切と考えています。そこでまず、私たちは、町民がいつまでも生きがいを持って暮らすことのできる「生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち」と、郷土の自然や歴史文化を生かした「郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち」をつくろうと考えています。そのために、地域の力を合わせる“合力（こうろく）”の精神を復活させるとともに、この佐田岬の多彩な資源を生かした人づくりを進めていきます。

この安心できる暮らしと学習環境の形成は、天からの贈り物である佐田岬の豊かな自然と調和する生活環境と確かな経済基盤に支えられて、初めて実現できます。そこで、私たちは、「快適で、温かいふれあいの広がるまち」と「海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち」をつくろうと考えています。そのために、集落を結ぶ公共交通の充実やＣＡＴＶの高度化による生活の快適性の向上とともに、佐田岬の多様なエネルギー資源の活用や産業基盤の整備による地域経済の安定と発展を進めていきます。

ところで、こうしたまちづくりを行うためには、まちづくりの基本理念に『町民一人ひとりが“キラリと光る”まちづくり』と謳うように、町民一人ひとりが「地域を良くしよう」と考え、自ら行動していくことがとても大切になります。一人ひとりの地域づくりの行動をまち全体の大きな力とするために、町民・地域・行政の協働による「楽しく、にぎやかに、全員で創るま

ち」をつくりあげるとともに、それを適切な行財政運営で支える「明日に希望がふくらむまち」をつくろうと考えています。

こうしたまちづくりを通して、3町がひとつになった新しいまちは、

佐田岬の自然とともに暮らすことの豊かさ

佐田岬にある温かい心に包まれて暮らすことの喜び

佐田岬で営々と育まれた歴史や文化の中で生きる尊さ

が、一人ひとりの心に刻まれるまちでありたいと考えています。

そして、新町に暮らしている人や生まれてくるすべての人にとって、佐田岬の暮らしに唯一無二の価値を見出し、経済的な豊かさや都会的な生活の追求ではない、日本で、あるいは世界でここにしかない、自然や文化に抱かれて心豊かに生きる“喜び”となるまちでありたいと願っています。

第9章　まちづくりの目標

第1節　土地利用方針

【基本方針】

東西に細長く、海と山に囲まれ、限られた平坦地（入り江）に小規模の集落が点在する“日本一細長い半島”の新町では、生活環境の向上、基幹産業である農業・漁業の振興、安全の確保など、町民の豊かな暮らしを支える土地の有効利用はとても重要です。

そのため、より良い生活環境の創造と新町全体の均衡ある発展をめざして、国・県の土地利用計画との整合性に留意し、最大の資源である豊かな自然環境の保全を前提とする、適切な土地利用を推進します。

【地域別整備方針（ゾーニング）と連携軸】

土地利用基本方針に基づき、4つの地域別整備方針（ゾーニング）と2つの連携軸を定めて、地形及び自然・産業・文化的要因を踏まえたまちづくり施策を展開します。

①賑わい・交流ゾーン（湊浦地区・三机地区・三崎地区）

本庁を配置する湊浦地区は、新町全体の行政拠点として、必要な行政機能の充実を図ります。総合支所を配置する三机地区及び三崎地区においても、各地域（旧瀬戸町・旧三崎町）の暮らしを支える行政機能の充実を図り、賑わいと町内交流の場を創出します。

②観光・交通拠点ゾーン（佐田岬灯台周辺地区・三崎港・）

まち全体の活性化につながる交流人口の拡大に向けて、佐田岬の多彩な魅力づくりを一層進めるため、新町に広がる多くの観光拠点の中で、特徴的な観光・交通拠点の機能充実と拠点間の連携強化を図ります。

佐田岬灯台を、佐田岬観光のシンボルとして位置付け、観光・交流・レクリエーション機能の強化やアクセス道路の整備を図ります。

三崎港周辺は、四国と九州を結ぶ海上交通拠点としての機能強化とともに、町内及び広域観光の情報拠点としての整備を図ります。

亀ケ池周辺地区及び瀬戸町新風車公園（仮称）は、地域資源や風車を生か

した新たな観光拠点としての整備を図ります。

③生活・交流ゾーン（臨海地区）

集落、漁港・漁場、海水浴場が点在する臨海地区は、自然環境と生活環境が調和した地区として、各集落の居住環境の維持・向上とともに、農漁業振興を促進する施設整備と機能強化を図ります。

また、沿岸部の海水浴場や釣り場は、各地区と協力して、特徴を生かした体験型・親自然型レクリエーション機能の強化を図ります。

④自然・農業ゾーン（山地）

初春の風物詩となっている山桜に代表される、佐田岬半島を形成する中央に横たわる山地を自然ゾーンと位置付けて、豊かで美しい自然環境の保全に努めます。また、この自然と共に暮らすまちづくりのイメージ向上にもつながる、風力発電施設の拡張と周辺地区の整備を図ります。

山地の斜面は、まちの基幹産業である柑橘類栽培を促進する基盤整備など、自然環境や景観保全との調和を図りながら、農業振興地域としての機能充実を図ります。

○広域連携軸

一般国道197号（佐田岬メロディーライン）の改良、佐田岬灯台への県道延伸を進め、新町の広域基幹道路としての機能強化を図るとともに、九州とのフェリー航路の増強や高速道路との連携強化を図り、九州、四国、中国地方、関西地方までを視野に入れた、広域的な連携・交流の拡充を図ります。

○町内連携軸

一般国道197号（佐田岬メロディーライン）と、各集落及び交流・レクリエーション拠点を結ぶアクセス道路の整備を進め、各集落の利便性の向上とともに、町内交流の促進による新町の一体性の醸成を図ります。

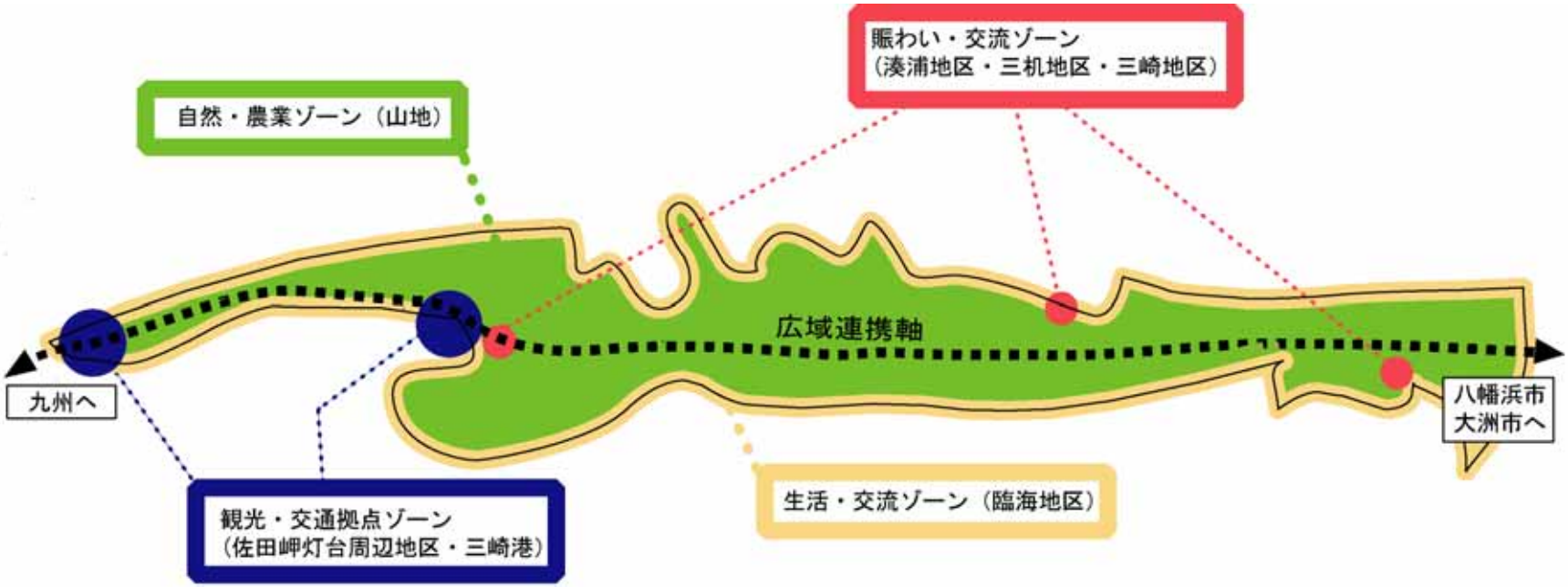
賑わい・交流ゾーン
（湊浦地区・三机地区・三崎地区）
自然・農業ゾーン（山地）
広域連携軸
九州へ
八幡浜市
大洲市へ
観光・交通拠点ゾーン
（佐田岬灯台周辺地区・三崎港）
生活・交流ゾーン（臨海地区）

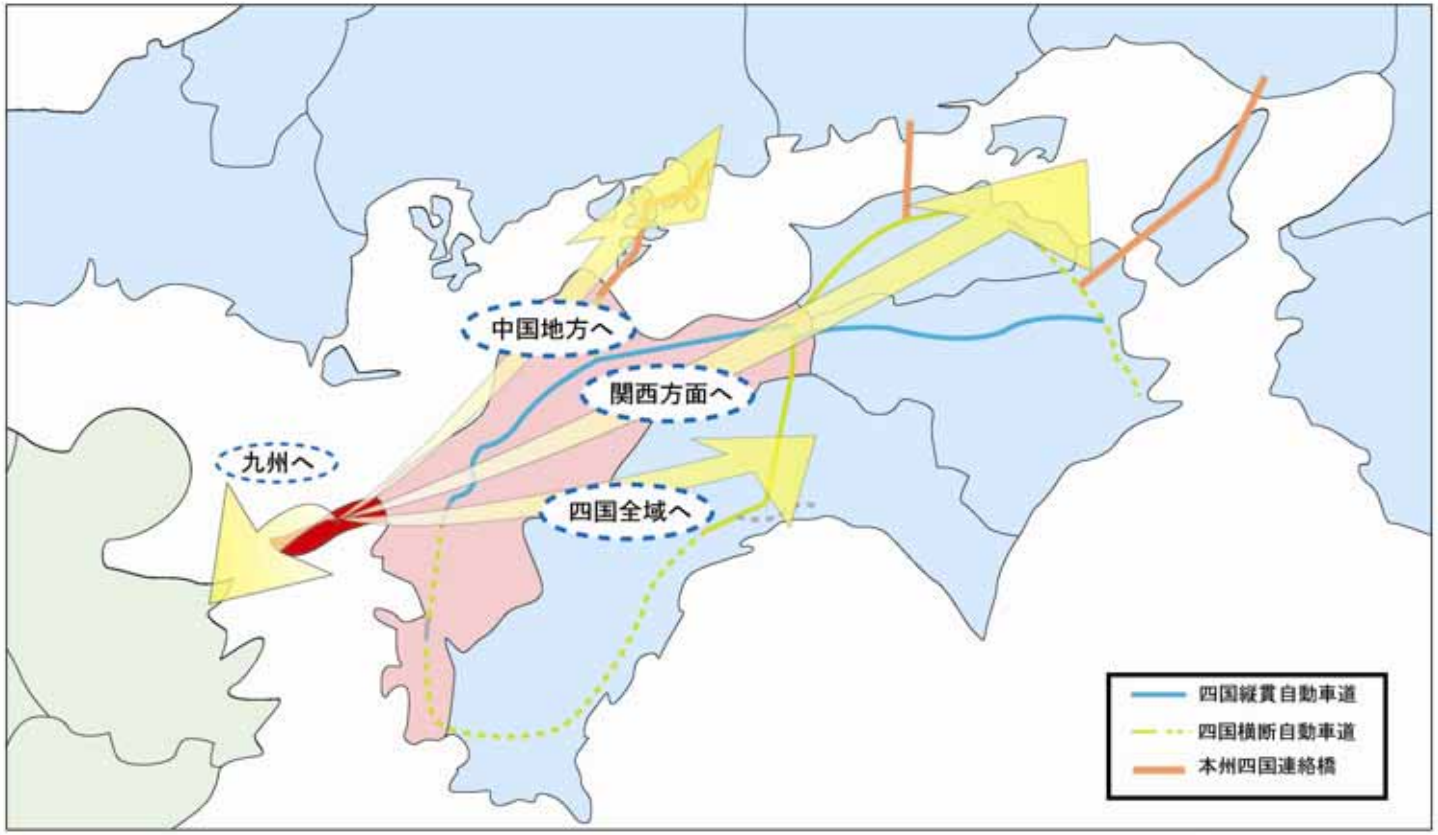
中国地方へ
関西方面へ
九州へ
四国全域へ
四国縦貫自動車道
四国横断自動車道
本州四国連絡橋

第2節　まちづくりの目標

新町の将来像実現をめざして、新しいまちづくり施策を網羅する、5つの目標と、まちづくりを推進する基盤として適切な行財政運営を推進します。

また、新町の将来像実現に大きく寄与する「重点プロジェクト」を推進します。

よろこびの風薫るまち　いかた・せと・みさき

～佐田岬の自然に抱かれて、一人ひとりが心の豊かさを大切にするまち～

1. 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・福祉）
2. 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）
3. 快適で、温かいふれあいが広がるまち（定住環境・社会基盤・安全）
4. 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのできるまち（産業振興）
5. 楽しく、にぎやかに、みんなで創るまち（協働・参画）
6. 明日に希望がふくらむまち（行財政運営）

『新町の一体化と発展を図る６つの重点プロジェクト』

（１）合力（こうろく）のまちづくり（合力（こうろく）タウンの推進）

（２）郷土の再発見運動の推進（スロータウンの推進）

（３）20 分のまちづくり（スモールタウンの推進）

（４）暮らし満足度の向上（高度情報タウンの推進）

（５）多様なエネルギー資源の活用（クリーンタウンの推進）

（６）第１次産業の活性化（元気タウンの推進）

目標　1　生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）

少子化と高齢化が進む新町では、子育てしやすく、町民の生涯にわたる健康を支える環境づくりがとても大切です。

子どもからお年寄りまで、地域と関わりあいながら健康に自分らしく暮らすことのできるよう、健康づくりをはじめ、医療環境の整備、ボランティア活動の活性化、保健福祉施設の機能充実と適正配置を進め、温かい地域の支えあいの中で、子育てが楽しい、生涯安心のまちをめざします。

1. 生涯を安心して、自分らしく暮らせるまち（保健・医療・福祉）
- 健康づくりの推進
- 子育て支援の充実
- 高齢者福祉・障害者福祉の充実
- 地域福祉の推進

目標　2　郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）

“人づくり”は、“まちづくり”であり、“未来づくり”です。豊かな心を育み、個性と創造力を発揮できる“人づくり”に向けて、自然環境や文化遺産など地域資源を最大限に活用する、生涯を通じた学習環境と文化・スポーツ活動の活性化を図り、郷土の誇りをもつ、いきいきとした人が集い、まち全体が一体となって発展するまちをめざします。

2. 郷土に誇りをもち、笑顔あふれる人が集うまち（教育・文化）
- 教育環境の向上
- 青少年健全育成
- 生涯学習
- 文化・スポーツ・レクリエーション

目標　3　快適で、温かいふれあいの広がるまち（居住環境・社会基盤・安全）

私たちの暮らしはすべて、佐田岬と周辺海域の豊かな自然環境に支えられています。

「郷土の誇り」である自然環境を、将来にわたって大切に守り育てながら、自然環境と調和した、快適で、暮らしやすく、災害に強い、安全な居住環境の形成をめざします。

- 3. 快適で、温かいふれあいの広がるまち（定住環境・社会基盤・安全）
  - 自然環境保全（土地利用・自然保護・公園緑地）
  - 居住環境（住宅・環境美化・上下水道・環境衛生）
  - 社会基盤（道路・交通・情報通信網）
  - 防災・地域安全

目標　4　海と山の恵みを生かす、ゆとりある暮らしのまち（産業振興）

豊かな自然環境からの恵みを生かした農業と水産業を基幹産業として、次代を拓く産業の活性化をまち全体で進めます。

また、雇用の創出や交流人口の拡大に向けて、地域資源を活用した産業振興をめざします。

- 4. 海と山の恵みを生かし、ゆとりある暮らしのまち（産業振興）
  - 農業・水産業
  - 観光
  - 商工業・新産業

目標　5　楽しく、にぎやかに、全員で創るまち（協働・参画）

これからのまちづくりにおいて最も重要となる、町民が主役のまちづくりを進めるため、人権を尊重する心の醸成を図りながら、あらゆる分野において町民・地域・行政の協働を図り、自分たちが参加する、全員で創るまちをめざします。

- 5.　楽しく、にぎやかに、全員で創るまち（協働・参画）
  - 人権尊重・男女共同参画
  - 地域間・国際交流
  - コミュニティ活動・人材育成
  - 協働・参画促進

目標　6　明日に希望がふくらむまち（行財政運営）

21世紀の少子高齢社会におけるまちづくりの先進地として、合併効果を最大限に発揮した行財政運営を進め、次代に希望と夢をもたらすまちづくりをめざします。

- 6.　明日に希望がふくらむまち（行財政運営）
  - 効果的な行政の推進
  - 健全な財政運営
  - 広域行政

第3節　まちづくり重点プロジェクト

新町の長期的発展に大きく寄与し、かつ、新町の一体性確保に資する事業を「重点プロジェクト」と位置付けて、今後、10年間の最優先事業として位置付けます。

◇重点プロジェクト設定の視点

○　事業効果が新町全体に波及する
○　新町の一体性を速やかに確保する
○　住民の強い要望や期待に応える
○　旧町単独で行うより、効率的・効果的に実施できる
○　社会的・時代的な要請による重要な課題にこたえる
○　将来的に見て、新町の発展に寄与する

◇6つのまちづくり重点プロジェクト

（1）合力（こうろく）のまちづくり（合力（こうろく）タウンの推進）
（2）郷土の再発見運動の推進（スロータウンの推進）
（3）20分のまちづくり（スモールタウンの推進）
（4）暮らし満足度の向上（高度情報タウンの推進）
（5）多様なエネルギー資源の活用（クリーンタウンの推進）
（6）第1次産業の活性化（元気タウンの推進）

③合併支援要望に関する陳情について

合併支援要望に関する陳情書

平成１５年１０月

愛媛県
伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本協議会の構成市町村自治の振興につきましては、平素から格別のご指導とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

本合併協議会におきましては、国の行財政改革、地方分権推進の大きな流れを受けて３町での合併協議会の設置により、合併に伴う協議を行っているところであります。

さて、現在３町それぞれ独自で進められている総合計画、「笑顔あふれるまちづくり」（伊方町）「あしたに勇気と希望の風がふくまちづくり」（瀬戸町）「ふれあいみさきの創造－三崎で暮らす人・岬を訪れる人が心かよわす豊かなまち・三崎町－」（三崎町）を目指し各種施策の推進に懸命に努力をいたしているところであります。

このような背景の中、３町合併における新町の将来像として、長期的な展望に立った地域の発展のため、お互いの町の特性を生かしたまちづくりを進めるため共通する地域特性である豊かな自然環境を最大限に活用して、町民一人ひとりが「キラリと光る」まちづくり実現のためのプランづくりを策定中であります。

ここに要望いたします諸事業につきましては、新町として一体化を実現するためには重点的に取り組まなければならない重要な施策であります。当地域の着実なる発展のため是非ご支援をお願いいたしたいと考えるものであります。

つきましては、厳しい環境下ではございますが、事情ご賢察のうえ、特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

平成１５年１０月

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会
会 長　井　上　善　一

合併支援要望事業一覧表

番号	事　　業　　名	所管部局	課　名
1	核燃料税の立地町配分について	総　務　部	
2	農業振興補助金の凍結解除について	農林水産部	農業振興局
3	県道鳥井喜木津線の重点改良について	土　木　部	道路都市局
4	国道１９７号 改良事業について ①濃霧対策について ②ﾄﾝﾈﾙ内のﾗｼﾞｵ受信整備について ③改良事業について	土　木　部	道路都市局
5	県立三崎高等学校の存続と充実について	教育委員会	高校教育課

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会合併支援要望位置図

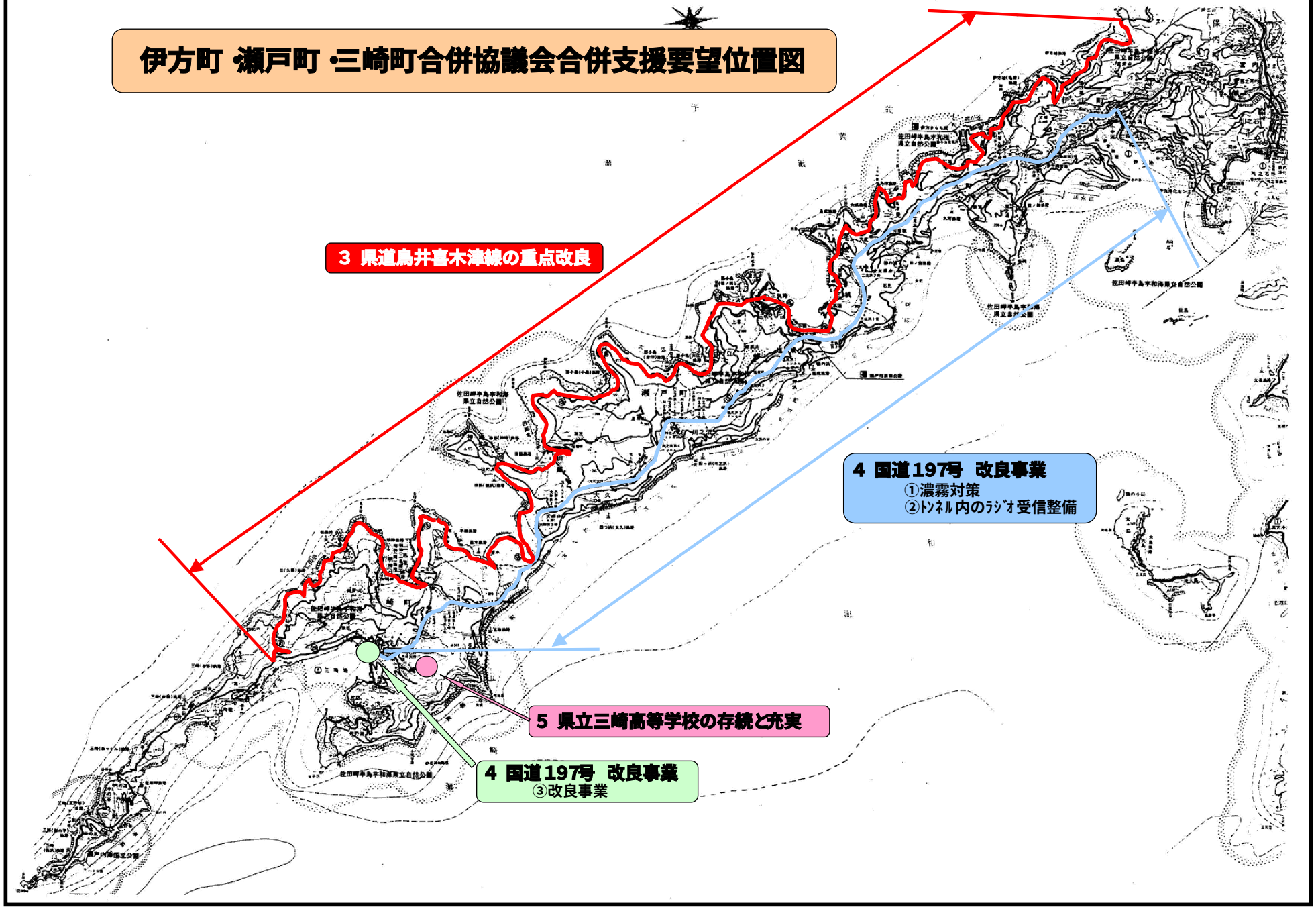

合併支援要望に関する調書（No.１）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

<table>
<tr><td>要　望　事　項</td><td colspan="3">核燃料税の立地町配分について</td></tr>
<tr><td>要　望　要　旨</td><td colspan="3">本町の行政運営につきましては、かねてから適切な施策と、特別のご高配を賜り心から感謝申し上げます。
さて、本町は四国電力伊方発電所の立地により、四国の電気の約４割を賄うエネルギー基地となりましたことは、ひとえに、県のご指導の賜であると感謝いたしております。
県におかれましては、核燃料税条例を制定され、発電用原子炉への核燃料装荷に伴い、核燃料取得価格の１００分の７に相当する額を賦課徴収しておられますし、近々税率の引き上げを検討しているやに伺っております。この際、核燃料税制定の本来の趣旨を尊重され、立地町周辺への配分をお願いするものであります。
申すまでもなくこの核燃料税は、昭和４８年１２月２０日、自由民主党政務調査会科学技術部会原子力発電所に関する小委員会の緊急方策で、「法定外普通税として原子力発電所所在都道府県に核燃料消費税（仮称）を新設し、その税収については都道府県及び所在市町村にも分配すること。」と述べてあり、核燃料税の市町村への交付が示唆されているところであります。原子力発電所立地１２道県のうち、福井県、福島県等７道県において既にその税額について立地市町村等へ定率、若しくは事業費助成の方法により配分されておりますことは、ご高承のとおりであります。
本町並びに隣接町におきましては、増大する行政需要と原子力発電所立地地域であるが故に、多くの要望等の対応に追われ、その資金調達に苦慮しているのが町財政の実情であります。
つきましては、県財政多端の折りとは存じますが、核燃料税を立地地域へ定率配分いただきますよう特段のご高配を強く要望します。</td></tr>
<tr><td>県庁所管部課</td><td>総　　務　　部</td><td>国省庁所管</td><td>総　務　省</td></tr>
</table>

合併支援要望に関する調書（No.２）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

要　望　事　項	農業振興補助金の凍結解除について		
要　望　要　旨	西宇和地方は愛媛県柑橘農業のリーダーとして、温州みかん、伊予柑、清見タンゴール、デコポン、せとか等が幅広く栽培され、近年は、「消費者ニーズに対応した生産体制の確立」「立地条件に即した生産基盤づくり」を目標に官民力を合わせて取り組んでおります。 この目標達成のためには、農家の意欲と並んで各種農業振興補助事業の果たしている役割は極めて大きく、強い期待が寄せられており、現に急傾斜地の不利を克服するための園内道・作業道や樹園地の若返りを図るための改植事業で大きな成果を挙げております。 今後とも、次世代に引き継げる産地づくりを目指して、これらの土地基盤整備事業の継続と消費者ニーズに対応すべく、伊方共選において光センサーの導入を計画しております。 一連の光センサー不正導入問題は、組合員の営農と生活を守る信頼の組織であるべき農協が起こした恥ずべき行為でありますが、若い担い手をはじめとする意欲ある農家の育成と西宇和産地の生産性の向上のため、早期に農業振興補助金の凍結を解除されるよう強く要望します。		
県庁所管部課	農林水産部農業振興局	国省庁所管	農林水産省

合併支援要望に関する調書（No.３）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

要　望　事　項	県道鳥井喜木津線の重点改良について		
要　望　要　旨	佐田岬半島の道路交通体系として、頂上部を縦走する国道１９７号を中心に、伊予灘側・宇和海側と大きく３ルートの主要幹線道があり、それぞれが地域住民の経済活動はもとより、生活の利便性向上に大きな役割を果たしております。 今回要望いたしますのは、県道鳥井喜木津線の重点改良であります。 本路線は、伊予灘側の１８集落を結ぶ主要幹線道として、また、国道へのアクセス道として、多くの地域住民が利用する生活重要路線であります。 県当局のご尽力により随分と改良が進んで参りましたが、まだまだ狭小部が多く、急カーブも多いことから諸車通行（特に大型車の通行）に大きな支障を来たしている状況であります。 また、現在当地域では平成１６年１０月を目標に伊方町・瀬戸町・三崎町による３町合併の諸準備を精力的に進めている所であり、合併後における新町住民の一体感の醸成や、主要公共施設の効率的な活用を図る上においても、旧町間を連結する本路線の重点整備は大変重要な役割を果たすものと考えます。 ついては、このような状況を踏まえ、県道鳥井喜木津線の重点的かつ早期改良を強く要望いたします。		
県庁所管部課	土木部道路都市局	国省庁所管	国土交通省

合併支援要望に関する調書（No.４）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

<table>
<tr><td>要　望　事　項</td><td colspan="3">国道１９７号 改良事業について</td></tr>
<tr><td rowspan="3">要　望　要　旨</td><td colspan="3">①濃霧対策について
梅雨時期において、国道１９７号の伊方ビジターズハウスから、瀬戸、三崎町境までの区間にかけて濃霧が頻繁に発生し、諸車通行の大きな障害となり小さな事故が続出しています。このような状況を放置すれば大事故になる可能性が懸念されております。現在一区間においては霧対策の点滅灯を設置され、霧発生時には大きな効果が発揮されているところであります。
ついては、交通安全対策の一環として、霧の濃い特定箇所に点滅灯を是非設置して頂くよう強く要望します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">②トンネル内のラジオ受信整備について
八幡浜から三崎町までにかけて数多くのトンネルがあり、ラジオ受信整備がなされていないため、緊急情報や社会情報を聞き逃す事があり、情報化社会において早急に改善する必要があると考えます。
当区間において、比較的長いトンネルについてはラジオ受信が整備されていますが、短いトンネルが何ヶ所も連なる箇所においては未整備の状態であります。当地区には原子力発電所があり、緊急時における情報は重要な役割をもっています。
ついては、当地区のトンネルが連続する箇所にはラジオ受信が可能となるよう施設の整備を強く要望します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">③改良事業について
国道３７８号改良による瞽女トンネルの開通、高速道路の大洲までの延伸、九州へのフェリー便の大幅な増便などにより国道１９７号の利用車両、利用客は年々増加しています。特にゴールデンウィーク、夏休み期間中及び年末年始には、幅員が狭隘となっております三崎八幡神社下から国道九四フェリー間が交通渋滞などにより大変不便を来たしています。
つきましては、町民の日常生活の利用性の向上はもちろん、三崎港への観光、九四フェリーへの利用等がスムーズに行えるよう、本改良事業の早期完成に向けての格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</td></tr>
<tr><td>県庁所管部課</td><td>土木部道路都市局</td><td>国省庁所管</td><td>国土交通省</td></tr>
</table>

合併支援要望に関する調書（No.５）

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会

要　望　事　項	県立三崎高等学校の存続と充実について		
要　望　要　旨	三崎高校は、昭和２６年１月、国を憂い故郷を思う先人たちの高校教育に対する期待と情熱によって、陸の孤島岬十三里と言われた辺境の地に設立されました。以来、高校進学率が非常に低かったこの地も、高校進学率が高まり、同窓生も約５，７００名を数えるに至り、今年、三崎高校は創立５２年目を迎え、地域の宝として同窓生はもとより地域の人々から大切に守り育てられています。 しかし、昨今の過疎化や少子化傾向は児童・生徒の数を減らし、三崎高校への入学者も定員を大きく割る状態が続き、今後の入学者数を予測しても、入学定員を満たすことは至難の状態です。 その対策として、２年前から三崎高校教育振興会を設立し、町としても財政的支援を含め全面的な協力を行っています。そのため、入学定員には満たないまでも伊方町以遠の入学生がある程度確保でき、１学年４０名を割る状況は回避できています。当地域に高等学校がなくなったり、分校になるようなことになれば、高校進学率が低下するだけでなく、有能な人材を伸ばせないまま埋没させることも予想されます。 そこで、三崎高校の存続と充実のために、高校存続の条件緩和、通学費用負担の軽減、中・高連携による一貫教育の推進、教職員の増員配置、寮施設・教職員住宅の増改築を強く要望いたします。		
県庁所管部課	教育委員会高校教育課	国省庁所管	文部科学省

④ 第１０回 伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会の日程について

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会開催一覧表

	開催町	開催場所	開　催　日　時
第　１　回	伊方町	伊方町役場	平成15年 1月14日（火）　１４：００～
第　２　回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 2月14日（金）　１４：００～
第　３　回	伊方町	伊方町役場	平成15年 3月17日（月）　１４：００～
第　４　回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 4月17日（木）　１４：００～
第　５　回	伊方町	伊方町役場	平成15年 5月23日（金）　１０：００～
第　６　回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 6月27日（金）　１０：３０～
第　７　回	伊方町	伊方町民会館	平成15年 7月 2日（水）　１４：００～
第　８　回	三崎町	三崎町民会館	平成15年 7月31日（木）　１５：００～
第　９　回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成15年 9月29日（月）　１４：００～
第１０回	**伊方町**	**伊方町民会館**	**平成15年11月 4日（火）　１３：３０～**
第１１回	三崎町	三崎町民会館	平成　年　月　日（　）　　：　　～
第１２回	瀬戸町	瀬戸町民センター	平成　年　月　日（　）　　：　　～
第１３回	伊方町	伊方町民会館	平成　年　月　日（　）　　：　　～